

令和6年6月3日 開 会

令和6年6月21日 閉 会

令和6年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月3日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第3号 令和5年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	5
○日程第5 報第4号 令和5年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告につい て	5
○日程第6 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について	5
○日程第7 発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について	5
武藤孝成議会運営委員会委員長趣旨説明	5
○日程第8 質 疑	6
○日程第9 討 論	6
○日程第10 採 決	7
○日程第11 議第48号から日程第19 議第56号まで	7
林市長提案説明	7
○日程第20 請願第1号及び日程第21 請願第2号	11
3番 吉田昌樹議員趣旨説明	12
○散 会（午前10時31分）	14

6月10日（月曜日）第2号

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	16

○出席議員	17
○欠席議員	17
○説明のため出席した者の職氏名	17
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	18
○開 議（午前10時00分）	19
○日程第1 質 疑（議第48号から議第56号まで並びに請願第1号及び請願第2号）	19
3番 吉田昌樹議員質疑	19
丹羽企画財政課長答弁	19
3番 吉田昌樹議員質疑	19
丹羽企画財政課長答弁	20
3番 吉田昌樹議員質疑	20
棚橋建設課長答弁	20
3番 吉田昌樹議員質疑	21
○休 憩（午前10時07分）	21
○再 開（午前10時09分）	21
棚橋建設課長答弁	21
3番 吉田昌樹議員質疑	21
○休 憩（午前10時11分）	22
○再 開（午前10時14分）	22
棚橋建設課長答弁	22
○日程第2 委員会付託（議第48号から議第56号まで並びに請願第1号及び請願第2号）	22
○散 会（午前10時15分）	22

6月18日（火曜日）第3号

○議事日程	23
○本日の会議に付した事件	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○説明のため出席した者の職氏名	23
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	24
○開 議（午前10時00分）	25

○日程第1	一般質問	25
1.	3番 吉田昌樹議員質問	25
	(1) 山県市の耐震工事費の補助制度について	25
	棚橋建設課長答弁	26
	吉田昌樹議員質問	28
	棚橋建設課長答弁	28
	吉田昌樹議員質問	28
	林市長答弁	29
	吉田昌樹議員発言	29
	(2) 山県市の受動喫煙防止対策について	30
	森理事兼健康介護課長答弁	32
	谷村理事兼総務課長答弁	33
	吉田昌樹議員質問	33
	森理事兼健康介護課長答弁	34
	吉田昌樹議員質問	34
	林市長答弁	35
2.	5番 田中辰典議員質問	35
	(1) 公共交通について	35
	丹羽企画財政課長答弁	36
	田中辰典議員発言	36
○休	憩 (午前10時44分)	37
○再	開 (午前10時55分)	37
3.	6番 奥田真也議員質問	37
	(1) 山県学園構想について	37
	平工学校教育課長答弁	38
	奥田真也議員質問	39
	平工学校教育課長答弁	39
	奥田真也議員発言	40
	(2) 自然体験保育について	40
	正治子育て支援課長答弁	41
	奥田真也議員質問	43
	正治子育て支援課長答弁	43

奥田真也議員発言	44
(3) ふるさと納税について	44
丹羽企画財政課長答弁	45
奥田真也議員質問	46
丹羽企画財政課長答弁	46
奥田真也議員発言	47
4. 7番 清流会・代表質問 寺町祥江議員質問	47
(1) 山県学園構想の今後について	47
平工学校教育課長答弁	48
寺町祥江議員質問	48
服部教育長答弁	49
寺町祥江議員発言	50
(2) 美山地域の保育施設等を中心とした地域創造について	50
正治子育て支援課長答弁	51
寺町祥江議員質問	52
正治子育て支援課長答弁	53
(3) 人と文化を繋ぎ、まちの活性化に繋げる伊自良文化ゾーンの今後について	53
大西生涯学習課長答弁	54
寺町祥江議員質問	54
服部教育長答弁	55
○休憩 (午後0時04分)	56
○再開 (午後1時09分)	56
5. 9番 加藤義信議員質問	56
(1) 緊急通報システムについて	56
岩田福祉課長答弁	57
加藤義信議員質問	58
岩田福祉課長答弁	59
加藤義信議員質問	59
岩田福祉課長答弁	61
6. 1番 河合雅俊議員質問	61
(1) 地域における薬物乱用防止の現状と今後について	61
平工学校教育課長答弁	63

森理事兼健康介護課長答弁	63
河合雅俊議員質問	63
平工学校教育課長答弁	64
森理事兼健康介護課長答弁	65
河合雅俊議員発言	65
○散 会（午後 1 時45分）	65

6月21日（金曜日）第4号

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	69
○出席議員	71
○欠席議員	72
○説明のため出席した者の職氏名	72
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	72
○開 議（午前10時00分）	73
○日程第1 厚生文教委員会の閉会中の継続審査について	73
○日程第2 質 疑	73
○日程第3 討 論	73
○休 憩（午前10時02分）	74
○再 開（午前10時04分）	74
11番 山崎 通議員反対討論	74
7番 寺町祥江議員賛成討論	74
○日程第4 採 決	75
○日程第5 常任委員会委員長報告	75
○日程第6 常任委員会委員長報告に対する質疑	77
○日程第7 討 論（議第48号から議第56号まで及び請願第1号）	77
3番 吉田昌樹議員賛成討論	77
○日程第8 採 決（議第48号から議第56号まで及び請願第1号）	79
○休 憩（午前10時24分）	81
○再 開（午前10時25分）	81
○休 憩（午前10時25分）	82
○再 開（午前10時25分）	82

○日程第9 議第57号 山県市教育長の任命同意について……………	82
林市長提案説明……………	82
○日程第10 質 疑……………	82
○日程第11 討 論……………	83
○日程第12 採 決……………	83
○休 憩（午前10時28分）……………	83
○再 開（午前10時29分）……………	84
○閉 会（午前10時30分）……………	84
○会議録署名者……………	84

令和6年6月3日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 6月3日（月曜日）

-
- 議事日程 第1号 令和6年6月3日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 令和5年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第4号 令和5年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 質疑
発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 討論
発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 採決
発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について
- 日程第13 議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第20 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請

願

- 日程第21 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 令和5年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第4号 令和5年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 質疑
発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 討論
発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 採決
発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について
- 日程第13 議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第20 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請

願

日程第21 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊君	2番	川島亜也君
3番	吉田昌樹君	4番	武藤行儀君
5番	田中辰典君	6番	奥田真也君
7番	寺町祥江君	8番	古川雅一君
9番	加藤義信君	10番	操知子君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政 課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境 課長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
理事兼 健康介護課長	森正和君	子育て支援 課長	正治裕樹君
農林畜産 課長	福井淳君	水道課長	藤根勝君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育 課長	平工雅之君
生涯学習 課長	大西義彦君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男君	書記	大野幹根君
書記	山口真理君		

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和6年山県市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番 寺町祥江君、8番 古川雅一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月3日から21日までの19日間とし、4日から9日まで、11日から17日まで及び20日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月3日から21日までの19日間とし、4日から9日まで、11日から17日まで及び20日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、4月までに実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、市議会を代表して議長が出席いたしました会議について報告いたします。

3月27日、岐阜市において岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が開催され、令和6年度一般会計予算など3議案を審議し、原案のとおり可決されました。

次に、4月18日、岐阜市において開催されました第107回東海市議会議長会定例総会では、会務報告及び令和6年度会計予算など14議案について、原案どおり可決されました。

次に、5月17日、美濃市において開催されました中濃十市議会議長会議では、令和5年度歳入歳出決算及び令和6年度会計予算など3議案について、原案どおり可決されま

した。

次に、5月22日、東京都千代田区において開催されました第100回全国市議会議長会定期総会では、令和6年度一般会計予算のほか、部会提出議案、会長提出議案などの34議案について、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第3号 令和5年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
○議長（吉田茂広君） 日程第4、報第3号 令和5年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告案件です。

日程第5 報第4号 令和5年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
○議長（吉田茂広君） 日程第5、報第4号 令和5年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件です。

日程第6 報第5号 山口市土地開発公社経営状況について
○議長（吉田茂広君） 日程第6、報第5号 山口市土地開発公社経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告案件です。

日程第7 発議第3号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
○議長（吉田茂広君） 日程第7、発議第3号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤孝成君。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） 議長より発言の許可を得ましたので、発議第3号について説明します。

それでは、資料ナンバー8号ですね、発議第3号の山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

山口市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、省庁の設置法の改正により本年4月1日より、水道の整備、管理行政が厚生労働省から国土交通省へ所管事務が移管されましたことにより、山口市議会委員会条例で定められております水道課所管事項を厚生文教委員会から総務産業建設委員会へ変更するものです。

また、オンラインで委員会を開催する特例理由から、新型コロナウイルス感染症の名

称をなくし、重大な感染症に含めたものにするほか、公述人に関する申出、決定、陳述についてはオンラインで対応できるなど改正するものです。

以上で議会運営委員会からの提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第8 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第8、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第9、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第10 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第10、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第48号から日程第19 議第56号まで

○議長（吉田茂広君） 日程第11、議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について、日程第13、議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について、日程第16、議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第17、議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第18、議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第19、議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について、以上9議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

また、先ほどは吉田茂広議長さんにおかれましては、長年議員として市政の発展に御尽力をいただきました。その御功績によりまして、全国市議会議長会表彰及び東海市議会議長会表彰を受けられました。15年の勤続表彰を受けられましたことを心からお祝いを申し上げます。

また、本日6時半頃でございましたけれども、石川県の能登地方を震源とする地震が

ありまして、輪島市や珠洲市などで震度5強が観測されたということでございます。本市におきましては、今のところ、そういった被災等の報告はございません。また、本市より2名の職員を輪島市と能登町に派遣しておりますが、朝確認をいたしましたところ、いずれも被害等の報告はございませんでした。そんな御報告をさせていただきます。

季節の移り変わりは本当に早いものでございまして、今年も梅雨の時期となっております。毎年この時期には梅雨前線に伴います大雨や台風による災害が各地で発生し、甚大な被害が出ております。狭い範囲で短時間に激しく降るゲリラ豪雨ですとか、また、広い範囲で長時間にわたって強い雨を降らせる線状降水帯による集中豪雨など、天気予報による正確な予測が困難なこの気象現象の発生が増えております。これからの時期には、災害に対する警戒心をさらに高めまして、市民の安全と安心を守っていききたいと考えておるところでございます。

さて、議案の説明に先立ちまして、新たに市議会議員になられました方もいらっしゃいますので、本年度の市政運営について、私の考えを少し御説明させていただきたいと思っております。

第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略におきましては、基本理念を「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」、また、将来像を「子育て応援のまち 山県市」としてまいります。本年度の予算につきましては、子供と未来を結ぶ多様性のある社会の実現、健康寿命の延伸と高齢者の活躍、未来を見据えた力強く豊かなまちづくり、社会の変革を好機に変えるGX、DXの推進、この4つを重点方針としておりまして、子育て、教育環境の充実、健康づくりに向けた事業展開と市民生活、地域経済の基盤成長に向けた事業展開、この2つの大きな視点に立ちまして、子育ての応援、持続可能な地域づくり等取り組むべき重点施策を推進していく所存でございますので、皆様方におかれましても、いろんな形でまた御支援いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

子育て応援の理念の下、地域社会がそれぞれの役割を持った取組を進めていくとともに、社会の変革に対応するため、脱炭素社会を目指すGX、デジタル技術を活用するDXなど、そうした施策について官民連携の下に推進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にも御理解をいただきたいと思います。

それでは、本日提案いたしております案件は、報告案件3件、条例案件4件、補正予算案件3件、その他案件2件の計12案件でございます。

ただいま上程されました議案について、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず、資料ナンバー1の1ページを御覧ください。

議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴いまして、改正をするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例につきましては、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連し、寄附された企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ることを目的として定めようとするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令において、アナログ規制の見直しを図る改正があり、所要の措置を講ずるため、改正しようとするものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において、保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されたことに伴いまして、改正しようとするものでございます。

続きまして、規約変更の案件について御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

9ページ、議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、被保険者証及び資格証明書が発行されなくなり、被保険者への資格情報の提供は資格確認書等により行われることとなるため、改正しようとするものでございます。なお、広域連合の規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項等の規定に基づき、今回提案するものでございます。

次に、資料ナンバー3をお願いします。

資料ナンバー3、議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）は、3億3,180万3,000円を追加し、総額を154億5,341万4,000円とするほか、地方債の補正をしようとするものでございます。

歳出の主な内容について御説明申し上げます。

14ページでございます。

14ページの民生費では、給付金・定額減税一体措置に係る令和6年度に新たに非課税等となった世帯に給付する低所得世帯支援給付金と対象世帯に付随して給付する子育て加算、定額減税において減税し切れない見込みの方を対象に支給する調整給付金に係る給付事業で、低所得世帯支援給付金給付事業として1億9,056万円の追加、16ページは、本年10月から児童手当制度拡充に伴い増額するもので、児童手当5,436万円の増額と、給付に係る事務費を合わせて5,815万1,000円を追加するものでございます。

次に、19ページ、衛生費でございますが、予防接種法施行令の改正により、定期接種に位置づけられた新型コロナワクチンの接種事業を本年の秋冬に65歳以上の高齢者等を対象に実施するための費用4,127万6,000円の追加と、20ページは、クリーンセンターの最終処分場において短時間の集中豪雨などに対応するため、排水路を設置する工事費693万円を追加しております。

次に、21ページ、農林水産業費では、県の元気な農業産地構造改革支援事業の採択内示を受けた農事組合法人が導入する農業機械の購入補助金164万9,000円を追加するもので、24ページ、土木費では、木造住宅の耐震診断事業に係る申込み件数の増加から、10件分の47万3,000円を増額するものでございます。

次に、24ページ、消防費では、今年度10月27日に開催されます県消防操法大会に本市消防団が出場することが決定したため、大会に向けての訓練等の費用弁償など、必要な経費401万1,000円の追加と、市内2か所のライフラインの確保を図るため、事前に支障木を伐採する事業1,973万2,000円を追加するものでございます。

26ページ、教育費では、いわ桜小学校体育館の改修工事費858万円と、ふるさと教育として県が募集する清流の国ぎふふるさと魅力体験事業に市内小学校4校、中学校1校が立候補し、参加決定を受けましたので、その実施に必要な経費73万2,000円を追加しようとするものでございます。

8ページの歳入に戻っていただきまして、8ページ、歳入の内容につきましては歳出補正に連動したものでございます。

なお、今回の補正に伴って不足となる財源につきましては、財政調整基金を2,460万9,000円繰り入れることとしております。

次に、5ページでございますが、5ページ、第2表地方債補正につきましては、新たに発行することとした事業の追加や、事業費の見直し、地方債の組替えにより変更するものでございます。

続いて、35ページをお願いします。

35ページ、公営企業会計の補正は、いずれも人事異動に伴います職員給与費の補正のみでございます。

議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入に13万7,000円、収益的支出に15万6,000円を追加し、資本的支出に27万2,000円を追加しようとするもので、合わせまして、給与費補正といたしましては42万8,000円を補正するものでございます。

次に、51ページをお願いします。

51ページ、議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出に237万円を追加し、予算第4条に定めた資本的収入及び支出に232万8,000円を追加しようとするもので、合わせまして、給与費補正としては469万8,000円を補正するものでございます。

以上で補正予算に関する説明を終わります。

続いて、資料ナンバー7をお願いします。

資料ナンバー7、議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更については、新たな事業内容を追加するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第20 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願

日程第21 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

○議長（吉田茂広君） 日程第20、請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願、日程第21、請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書。

これらの2つの請願について、紹介議員より趣旨説明の申出がありますので、許可します。

吉田昌樹君。

○3番（吉田昌樹君） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長より御指名をいただきましたので、2つの請願について、紹介議員として御提案させていただきます。

いずれも議長宛てに、岐阜北民主商工会副会長、山県支部長、福井一徳さん、岐阜県社会保障推進協議会会長、河嶋伸友さんからの請願書です。

初めに、請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願です。

請願趣旨、令和5年6月2日、国会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、12月22日、政府は健康保険証の廃止を令和6年12月2日とすることを閣議決定した。

昨今、マイナンバーカードの発行、ひもづけ等、マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出しており、マイナ保険証についても不信感が生じている。

現行の健康保険証は自治体や保険組合が発行するが、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することにより、マイナ保険証を持たない人は現行保険証1年間有効ですが、翌年から資格確認書が送付されます。そして、2年目以降は更新申請が必要となる。また、マイナ保険証を持つ人も5年ごとに更新が必要となる。

このように、申請や更新の手続を失念した場合に無保険扱いとなって、保険医療が受けられなくなるなど国民の不安は大きく、マイナ保険証を持たない人に対して資格確認書を毎年発行することで、自治体や保険組合の業務が膨れ上がることが懸念される。加えて、医療機関の機器の不具合や停電の際にはマイナンバーカードによる診療受付に支障を来すことも予測されることや、システムトラブル等により他人の情報がひもづけられた場合、投薬や治療情報の取り違えにより重大な医療事故の発生が懸念される。マイナンバーカードは任意取得であるという原則に照らしても、現行の健康保険証を廃止することは妥当ではないことから、存続を強く要望する。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願いたします。

請願項目1、現行の健康保険証を存続させること。

続きまして、請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書です。

請願趣旨、訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らしていけない、親を介護施設に入れざるを得ない、3年に一度の介護報酬の改定で訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに、怒り、不安の声が広がっています。身体介護、生活介助な

ど訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護は続けられず、介護崩壊を招きかねません。

介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。既に23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は、引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のための報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより、厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月額約7,500円、25年度に月額約6,000円と見込みます。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくようお願いいたします。

請願項目1、訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと。

2つの請願の採択をぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、6月10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時31分散会

令和6年6月10日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 6月10日（月曜日）

○議事日程 第2号 令和6年6月10日

日程第1 質 疑

- 議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について
- 議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
- 議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願
- 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第2 委員会付託

- 議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について
- 議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
- 議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）

- 議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願
請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について
議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について
議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願
請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

日程第2 委員会付託

- 議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について
議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について
議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について

- 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
- 議第53号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第54号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第55号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第56号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願
- 請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 河合雅俊君 | 2番 | 川島亜也君 |
| 3番 | 吉田昌樹君 | 4番 | 武藤行儀君 |
| 5番 | 田中辰典君 | 6番 | 奥田真也君 |
| 7番 | 寺町祥江君 | 8番 | 古川雅一君 |
| 9番 | 加藤義信君 | 10番 | 操知子君 |
| 11番 | 山崎通君 | 12番 | 吉田茂広君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | | |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------------|-------|-------------|--------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 久保田裕司君 |
| 教育長 | 服部和也君 | 理事兼
総務課長 | 谷村政彦君 |
| 企画財政課長 | 丹羽竜之君 | 税務課長 | 安達俊樹君 |
| 市民環境課長 | 服部裕司君 | 福祉課長 | 岩田豊実君 |
| 理事兼
健康介護課長 | 森正和君 | 子育て支援
課長 | 正治裕樹君 |
| 農林畜産課長 | 福井淳君 | 水道課長 | 藤根勝君 |

建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 校長	平工雅之君
生涯学習課 長	大西義彦君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男君	書記	大野幹根君
書記	山口真理君		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第1、質疑。

市長提出議案、議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの9議案並びに請願第1号及び請願第2号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 吉田昌樹君。

○3番（吉田昌樹君） 日本共産党の吉田昌樹です。お願いします。

まず、議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の具体的内容についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

本基金の設置に際して想定しております、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の具体的内容でございますが、令和5年度から令和10年度を計画期間として実施しております脱炭素重点対策加速化事業でございます。カーボン・マイナス・シティ宣言、世界気候エネルギー首長誓約書に署名し、山県カーボンマイナスチャレンジ2050を展開する中で、公共施設への太陽光発電設備等の導入、新築ZEB化、空調、照明等の高効率機器の導入、公用車のEV化に加え、市民、事業者への太陽光発電設備等の導入や高効率機器の導入など、複数年にわたります脱炭素重点対策加速化事業に寄附を募ることで、本事業のより一層の充実、強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、基金設置に伴いまして内閣府に提出しました基金執行計画におきましては、今年度から令和10年度までに本事業に係る一般財源分1億9,100万5,000円を寄附金額の計画額としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹君。

○3番（吉田昌樹君） 山県企業版ふるさと納税基金条例を制定することによって、企業、行政、市民のメリットについてお尋ねします。

〔「もう一度」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹君、もう一度、質疑をお願いします。ごめんなさい。

○3番（吉田昌樹君） この山県企業版ふるさと納税基金条例を制定することによって、寄附活用事業を行う企業、それから行政、それから市民のメリットについてお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

まず、企業のメリットでございますけれども、企業版ふるさと納税制度につきましては、今回の地域再生計画に記載された地方再生プロジェクトまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除、最大9割近くを控除される仕組みでございます。

本市におきましてのメリットといたしましては、当然ながら、交付金事業といえど負担する一般財源分がございますので、そちらのほうに企業からの寄附を頂きまして、この事業に充てることによりまして事業を強力に推進していけるというメリットがございます。

また、市民の方のメリットにつきましては、この事業におきまして、先ほども言いました太陽光発電設備等の導入や高効率機器、LEDであるとか空調機、それから給湯機器、それらの導入によりまして脱炭素に、更新という形もございますので、新たに新たな機器を導入することで電気代等の節約等にもつながりますし、2050年のカーボンマイナスに向けて御協力いただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹君。

○3番（吉田昌樹君） 以上で質問を……。

じゃ、次の第2、いいですか。

○議長（吉田茂広君） どうぞ。

○3番（吉田昌樹君） じゃ、次の質問に移ります。

議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）について。

資料3、24ページの木造住宅耐震診断委託料、これについて内容と今回補正予算で計上する理由についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅を対象とした木造住宅耐震診断

事業におきまして、その業務の委託料として、近年の実績から当初予算では10軒分を想定して予算計上しておりましたが、新年度に入り応募を始めたところ、実際には申込み件数が多く、予算不足が見込まれるため、追加として10軒分の47万3,000円を増額補正するものであります。

説明としては以上です。

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹君。

○3番（吉田昌樹君） 昨年度、今年度の耐震診断の結果、震度6強から震度7の大地震による被害が、木造住宅の上部構造評点が0.7以上1.0未満の倒壊する可能性がある、それから、0.7未満、倒壊する可能性が高いの件数についてお尋ねします。

さらに、昨年度の耐震診断と一連の耐震改修工事費の補助の実施件数と、今年度の現時点での耐震改修工事費の補助制度の申請数についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時09分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

昨年度の13件の診断の申込みに対して診断を行ったところ、1.0以上、耐震性があると判断されたものが1件ございました。それ以外は0.7以下で耐震性がないという結果になっております。

昨年度の工事費の実績ですけれども、13件のものに対してはまだ工事はなされておられません。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹君。

○3番（吉田昌樹君） 耐震診断が耐震工事に結びつかなかった理由についてお尋ねします。

山口市耐震改修促進計画、令和4年3月改定で、耐震化が進まない要因として、経済的負担、所有者側の経済事情、改修工事費が高い、2番目として、高齢者世帯のみの増加や家族構成の変化、経済的負担や後継ぎがない、3番目として、防災意識の希薄、地震災害への危機感の薄れ、耐震化の必要性を感じないが挙げられていますが、昨年度の耐震診断を通して、山口市の耐震診断が耐震工事に結びつかなかった理由についてお

尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時14分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問の診断結果から工事に至らない理由についてですけれども、やはり工事費が高いということが想定はされますけれども、議員のほうから一般質問もいただいておりますので、そちらのほうで御答弁したいと思いますけれども、いろんな要素が絡んでいると思います。やはりお金の面が一番高いのかなという想定はしておりますけれども、取りあえず本日はそこまでで答弁とさせていただきます。

○3番（吉田昌樹君） ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの9議案並びに請願第1号及び請願第2号に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員会付託。

議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの9議案並びに請願第1号及び請願第2号は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

13日は総務産業建設委員会、14日は厚生文教委員会がそれぞれ午前10時から開催されます。18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時15分散会

令和6年6月18日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和6年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 6月18日(火曜日)

○議事日程 第3号 令和6年6月18日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	河合雅俊君	2番	川島亜也君
3番	吉田昌樹君	4番	武藤行儀君
5番	田中辰典君	6番	奥田真也君
7番	寺町祥江君	8番	古川雅一君
9番	加藤義信君	10番	操知子君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政 課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境 課長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
理事兼 健康介護課長	森正和君	子育て支援 課長	正治裕樹君
農林畜産 課長	福井淳君	水道課長	藤根勝君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育 課長	平工雅之君

生涯学習課 大西義彦君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野公男君 書記 大野幹根君
書記 山口真理君

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹君） 日本共産党の吉田昌樹です。よろしくお願ひいたします。

議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず、1番目です。

山県市の耐震工事費の補助制度について、建設課長にお尋ねします。

災害に強いまちは、日々暮らす住宅が耐震化されていなければ実現しません。能登半島地震における石川県内での住家被害は8万1,242棟（5月21日、内閣府非常災害対策本部）に上っています。圧死により亡くなられた人が多く、耐震化の重要性が指摘されています。

耐震改修工事費の補助制度があっても、ローンを組むことができない年金暮らしや不安定雇用の方は工事に踏み切れないと考えます。経済的事情で工事に踏み切れないケースに対し、耐震改修工事費の補助制度の拡充や安価な工法の提案が重要だと考えます。山県市として制度を利用できない要因を分析し、制度を拡充することが必要です。

①山県市耐震改修促進計画では、令和7年、2025年度までに耐震化率95%が国、岐阜県、山県市の目標ですが、平成30年、2018年の耐震化率は81%で、耐震性が不十分な住宅は1,810棟でした。耐震化率を95%にするためには、山県市の耐震改修工事費の補助金額の増額が必要と考えます。山県市では現在最大で110万円補助ですが、岐阜市では、能登半島地震を受けて、今年度最大で200万円、各務原市で150万円に引き上げられました。また、人口が同規模の飛騨市で120万円です。

そこで、1点目の質問です。

山県市として補助金の増額に関する計画があるかどうか質問します。

②耐震改修工事が高額でためらう家庭に、耐震改修より低コストで済む耐震シェルター（住宅が倒壊しても一定の空間を確保することで、命を守る装置、1部屋型、ベッド型のもので、工事費込みで30万円から50万円程度）の補助も必要と考えます。飛騨市で

は耐震シェルター一個当たり30万円までの補助があります。山口市でも補助を設けるべきだと考えますが、山口市の考え方を質問します。

③住宅の耐震基準は昭和56年、1981年に大きく見直されましたが、阪神・淡路大震災で新しい耐震基準で建てられた、いわゆる新耐震の木造住宅でも被害が出たため、国は平成12年、2000年に再び基準を見直しました。山口市の制度は、昭和56年、1981年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅の耐震診断や耐震改修工事費の補助制度です。山口市でも、昭和56年、1981年6月から平成12年、2000年5月までに、在来軸組工法により建築された木造住宅に対する耐震診断や耐震改修工事費用の補助制度が必要と考えます。山口市の考え方を質問します。

○議長（吉田茂広君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、補助金の増額に関する計画があるかどうかについてでございますが、山口市では、木造住宅耐震改修工事費補助として、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる旧基準の木造一戸建て住宅を対象に、国の交付金や県の補助金を活用して、上限110万円の補助制度を設けております。

また、県内42市町村の状況を調査したところ、山口市と同等な補助制度を設けていたのは32市町村で、残りの10市町は上限120万円から200万円の補助制度であり、その中には令和6年度より増額を行った市町もあり、これは議員御発言のとおり、元旦に発生した能登半島地震を受けての施策であると想定されます。

山口市としては、さきに述べたとおり、国費及び県費を最大限に活用した補助額としており、今のところ補助額を増額する計画はございません。しかしながら、山口市の平成30年調査における住宅の耐震化率は約81%と、全国平均約87%を下回っており、また、令和2年10月の岐阜県建築物地震対策推進協議会では、各市町村から耐震化が進まない主な要因として、経済的負担、高齢者世帯のみの増加、防災意識の希薄の意見が挙げられております。

これらを考慮すると、補助金の増額は耐震化率向上のための施策の1つとして効果的かとは考えますが、財源に限りもあることから、今年度に岐阜県とともに実施する耐震診断、耐震改修に係る住民アンケートにより市民の意向、ニーズを把握、分析した上で、耐震化率向上のための有効な施策を財源の確保を含め考えてまいります。

御質問の2点目、耐震シェルターへの補助の考え方についてでございますが、耐震シェルターとは、住宅の全体を耐震補強するのではなく、住宅の一部に骨組み構造や箱構造の施設を設置したり、金属製のフレームで上部を覆ったベッドなど、建物が倒壊した

場合にでも安全な空間を確保することが可能な施設のことで、県内では10市町が耐震シェルター等に対する補助制度を設けており、その補助額は約13万円から30万円となっております。

さきに述べたように、経済的負担、高齢者世帯のみの増加が耐震化が進まない主要因として挙げられており、地震時に自力避難が困難な高齢者などの生命の安全を確保でき、経済的負担も少ない耐震シェルターの設置は、耐震化率の向上にこそつながりはありませんが、人的被害を軽減する有効な手段の1つであると考えます。

しかしながら、耐震シェルターに対する国や県の補助制度もないことから、今のところ、山口市においても補助制度を設ける計画はございませんが、御質問の1点目と同様に、住民アンケートの結果を踏まえた上で、住宅倒壊に起因する人的被害軽減のための施策の1つとして、国や県の動向に注視しながら考えてまいります。

御質問の3点目、昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅に対する耐震診断や耐震工事費用の補助制度への考え方についてでございますが、平成30年度住宅統計調査によれば、あくまでも推計値ですが、山口市において昭和56年以前の旧基準の住宅は約3,790戸、約40%、そのうち約1,640戸は耐震性を有し、約340戸は耐震改修された住宅であり、約1,810戸が耐震性が不十分な住宅であります。また、昭和50年以降の新基準の住宅のうち、再度基準が見直された平成12年までの住宅は約3,240戸、約36%であります。

議員御発言のとおり、新基準の住宅であっても、兵庫県南部地震、いわゆる阪神大震災では被害が生じたものもあり、平成12年に再度基準が見直されておりますが、平成12年に見直される前の新基準であっても一定水準の耐震性は有していること、これらに対する国県の補助制度もないことなどから、山口市としては特に耐震性が不十分である旧基準の住宅に対して重点的に耐震化の施策を進めていくべきと考えます。

また、さきに述べたように、耐震化が進まない要因の1つに防災意識の希薄が挙げられておりましたが、本議会で木造住宅無料耐震診断委託料の補正予算を上程させていただいたように、例年に比べ本年度の耐震診断の申込みが多いことは、元旦に発生した能登半島地震を受けて、市民の皆様が地震への危機感や耐震化の必要性を認識されたためと推測されます。

こうしたことから、今後はまず耐震性が不十分な旧基準の住宅に対する木造住宅無料耐震診断の普及啓発に努めるとともに、住民アンケートの結果を踏まえた上で、市全体の耐震化率の向上や人的被害の軽減に向けた施策を進めることが重要と考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹君） 建設課長にお尋ねします。

答弁で、例年に比べ今年度の耐震診断の申込みが多いことは、能登半島地震を受けて市民の地震への危機感や耐震化の必要性を認識されたためだが、財源に限りがあるため、今年度に岐阜県と共同して実施する耐震診断、耐震改修に係る住民アンケートにより市民の意向、ニーズを把握、分析した上で、今後の耐震化率向上や人的被害を軽減する有効な施策について検討するとのことですが、住民アンケートの具体的な内容、対象者についてお尋ねします。

また、既に耐震シェルターの補助制度を実施している県下10市町について、市町名をお尋ねします。

以上2点について建設課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、耐震診断、耐震改修に係る住民アンケートの内容についてでございますが、アンケートは、岐阜県が耐震に関する住民のニーズをつかみ、施策への反映と次期耐震化促進計画策定時の検討資料とするため、市町村の協力の下、県下同一の内容で実施するものであり、山県市としても、同様にその結果を今後の施策や令和8年に改定予定の次期山県市耐震改修促進計画のための参考資料とする予定であります。

アンケートは、無料診断を受けていない方と無料診断実施済みの方を対象とした2種類であり、具体的な内容は、家族構成などに加え、無料耐震診断を受けていない方には、無料耐震診断事業を知っているか、診断を受けていない理由、耐震改修工事が必要と診断されたとしても工事をする意思がない理由、耐震改修工事を受けたと思う工事費の上限額、防災グッズ等の準備状況、耐震シェルターの設置について、また、無料耐震診断を実施済みの方には、耐震改修工事や建て替え等の実施を行ったかどうか、耐震診断を知ったきっかけや実施した主な理由、もしくは耐震診断を実施していない理由、耐震改修工事を受けたと思う工事費の上限額、耐震シェルターの設置についてなどでございます。

御質問の2点目、耐震シェルターの補助制度を実施している市町村についてですが、県内で補助制度を実施しているのは、岐阜市、高山市、関市、中津川市、飛騨市、下呂市、笠松町、輪之内町、北方町、八百津町の10市町であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹君） 市長にお尋ねします。

私は、保険薬局薬剤師として多くの患者さんのお宅を訪問して服薬指導を行ってきました。独居や高齢者夫婦の家庭で特徴的なことは、1部屋にベッド、ポータブルトイレを置いて、そこで食事をし、テレビを見て暮らしていることでした。

耐震シェルターの補助制度で1部屋改修するだけでも人的被害を軽減する有効な手段の1つであり、離れて暮らす子供たちも安心できます。市長の御近所でもそういうお宅があると思います。独居や高齢者夫婦2人暮らしの多い山口市において、費用が高額になるため耐震工事をためらう高齢者の家庭が多いのではないかと思います。耐震改修より低コストで命を守ることができる耐震シェルターを設置することで、離れて暮らす子供たちも安心できることにつながると思います。

先ほどお答えいただいた実施している市町村の中には、山口市と人口が同規模の市町も含まれています。そのため、国や県の補助制度がなくても、山口市でも耐震シェルターの補助制度を実施することができると思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。再々質問ですね、失礼しました。

御質問の耐震シェルターの補助制度の実施についてでございますが、議員御指摘のとおり、山口市内におきましては独居や夫婦2人暮らしの高齢者世帯が多く、さらに、築年数が古い住宅にお住まいの場合には工事費が高額になる傾向があることから、耐震改修工事をためらっている高齢者世帯が多いのではないかと推測されます。そのため、日常的に1部屋で過ごすことの多い高齢者世帯にとって、比較的 low コストでその部屋に設置できる耐震シェルター、耐震ベッドは人命を守る上で有効な手段であると考えております。

しかしながら、先ほど建設課長が答弁いたしました耐震シェルターへの補助制度を設けている10市町について、この補助の実績を調査いたしましたところ、実績のない市町が6市町ございまして、実績数はまだ少なく、普及していると認められる結果ではないと考えております。

今回実施するアンケートでは、耐震シェルターの設置についての内容もあることから、そうしたことにより住民の意向、ニーズも把握、分析するとともに、実際にはあまり普及していない理由、原因を調査するなど、また、国や県、他市町村の動向にも注視しながら、この耐震シェルターへの補助制度を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹議員、質問を変えてください。

○3番（吉田昌樹君） ありがとうございます。引き続き、耐震工事費の補助の増額、

耐震シェルター設置の補助等、検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

2つ目の質問です。山県市の受動喫煙防止対策について質問します。

厚生労働省は、2024年世界禁煙デー（5月31日）と禁煙週間（5月31日から6月6日）を設けて、たばこ対策の推進を図っています。趣旨は、喫煙が健康に与える影響が大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題である。

世界保健機関WHOは、昭和45年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を世界禁煙デーと定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。

厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を禁煙週間として定め、各種の施策を講じてきたところであり、令和6年度は、喫煙や受動喫煙による健康影響の一層の周知啓発が必要であることから、「たばこの健康影響を知ろう、たばことCOPDの関係性」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うというものです。COPDというのは、慢性閉塞性肺疾患、肺気腫の略語です。

①厚生労働省は、禁煙週間に係る取組の実施として、都道府県及び市町村は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図るとしています。

ア、たばこと健康に関する正しい知識の普及。イ、20歳未満の者の喫煙防止対策。ウ、公共の場、職場における受動喫煙防止対策、庁舎内における受動喫煙対策の取組の徹底（庁舎内全面禁煙等）、関係機関を通じ、公共の場、職場における受動喫煙対策の取組の推進、管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施。エ、禁煙支援。

上記のアからエの各項目について、山県市の取組内容について理事兼健康介護課長に質問します。

②健康山県21（第3次山県市健康推進計画）では、2019年、令和元年の喫煙率11.3%を2025年、令和7年に10%以下にする目標が設定されています。計画では、喫煙率は男性18.4%、女性4.4%、男性、女性ともに40歳から49歳の喫煙率が高くなっている。また、20歳から29歳の喫煙者も見られ、新たな喫煙者を増やさないためにも、子供の頃からたばこの害に関する周知が必要であると述べています。

令和元年の健康に関する意識調査、禁煙への関心で、1か月以内に禁煙しようと考え

ている、6か月以内に禁煙しようと考えているがこの1か月以内に禁煙する考えはないという禁煙に前向きな方が喫煙者の9%を占めています。この方たちの禁煙を後押しし、医療機関でのニコチン依存症の治療の支援や医療機関の禁煙外来に誘導することが重要です。さらに関心があるが6か月以内に禁煙しようとは考えていない、禁煙するつもりはないという禁煙に無関心な方への自分自身の健康や周りの方への受動喫煙や三次喫煙のリスク等の知識や情報の提供が必要です。

私は、保険薬局薬剤師、日本禁煙学会の禁煙認定指導薬剤師として禁煙支援に取り組んできました。禁煙は、喫煙者本人の健康のみならず、家族や職場の同僚の受動喫煙の防止、さらに、社会全体にとっても重要です。

関市では禁煙外来治療費の助成制度があり、保険適用による禁煙外来治療費に係る自己負担金の2分の1、平均4万円の3割負担で1万2,000円負担の場合は6,000円で、上限は1万円の補助です。2024年度予算で10万円計上されています。

山県市における禁煙外来受診勧奨、禁煙外来治療費の助成制度の実施について、理事兼健康介護課長に質問します。

③公共の場、職場における受動喫煙防止対策、庁舎内における受動喫煙対策の取組の徹底が必要です。第一種施設、学校、児童福祉施設、医療機関、行政機関の庁舎等においては、2019年7月1日より敷地内禁煙です。屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるとされ、屋内には喫煙場所を設けることはできず、屋外に特定屋外喫煙場所を設ける必要があります。改正健康増進法の規定は、特定屋外喫煙場所を設置するには下記の条件を全て満たす必要があります。なお、第一種施設のうち小中高等学校、幼稚園、保育園等については、屋外にも喫煙所を設けることができません。完全敷地内禁煙になっています。

(1) 第1種施設の屋外の場所であること。(2) 施設の利用者が通常立ち入らない場所であること。(3) 喫煙場所として区画されていること。(4) 喫煙できる場所である旨を記載した標識を掲示していること。さらに、周囲の施設に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をお願いします(厚生労働省改正健康増進法の施行に関するQ&A)としています。

健康山県21(第3次山県市健康推進計画)では、たばこによる健康障害対策として、関係機関と連携し、庁舎、公共施設等における敷地内禁煙を徹底し、受動喫煙を防止することとしています。既に山県市役所は敷地内禁煙となっていますが、市庁舎2階屋上(3階中庭)に特定屋外喫煙場所が設置されています。改正健康増進法の特定屋外喫煙場所の規定からすれば、市庁舎3階と隣接している喫煙場所は配慮しなければならない

場所となります。

私は、この喫煙場所を撤去することが禁煙に取り組む動機づけとなり、禁煙によりニコチン依存症を治療された皆さんはもとより、家族、職場の皆さんと一緒に喜んでいただけると確信しています。

この喫煙場所を撤去すること、敷地内全面禁煙とすることで、喫煙職員の禁煙支援、家族や職場の同僚の受動喫煙の防止対策となり、また、職員の福利厚生制度として禁煙外来治療の補助制度を設けることが効果があると考えます。市庁舎2階屋上（3階中庭）の特定屋外喫煙場所の撤去及び職員の禁煙外来治療の補助制度の設置について、理事兼総務課長に質問します。

○議長（吉田茂広君） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山口市における禁煙対策についてでございますが、たばこ健康に関する正しい知識の普及では、世界禁煙デーに合わせ、受動喫煙の危険性や喫煙による慢性閉塞性肺疾患について広く知っていただくために、広報5月号やホームページにて市民に向けて啓発を行っております。

二十歳未満に対する喫煙防止対策では、市内の小中学校の児童・生徒に対して、山県薬剤師会の協力による薬物乱用防止教室や、保健の授業の中で喫煙の健康被害に関する教育が行われています。

公共の場、職場における受動喫煙防止対策では、市内の施設の状況について調査をし、把握に努めているのが現状です。

市民への禁煙支援につきましては、特定保健指導対象者で喫煙者には、食事指導などと同様に禁煙に向けての支援を行っております。また、子育て世帯については、母子手帳交付時や乳幼児健診時に妊婦やその家族等の喫煙状況をお尋ねし、家族全体での喫煙防止の支援に努めております。

御質問の2点目、禁煙外来受診勧奨、禁煙外来治療費の助成制度の実施につきましてでございますが、喫煙はがんや動脈硬化、呼吸器疾患、歯周病など様々な健康被害をもたらします。その上で禁煙がなかなか難しいのはニコチン依存の影響が原因です。そのため、禁煙には治療が必要という観点から、2006年より保険適用となっております。

市では喫煙者の保健指導の中で、禁煙に対して意識や関心が高い人に対しては、動機づけとなるよう、禁煙外来の利用について情報提供を行い、禁煙の達成度が向上するよう働きかけております。

禁煙外来治療費の助成につきましては、保険適用されているため、市独自の助成は現

在のところで実施する予定はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 私からは、御質問の3点目、庁舎3階中庭の特定屋外喫煙場所の撤去と職員の禁煙外来治療への補助制度についてお答えいたします。

まずは、庁舎の特定屋外喫煙場所についてでございますが、私が総務課に配属された令和4年度以降、それ以前についても同様だったと思いますけれども、職員の衛生に関する重要な事項を調査、審議するための衛生委員会で受動喫煙対策は毎年議題に上がり、喫煙場所についても協議を重ね、令和4年度までは3か所あった特定屋外喫煙場所を令和5年の6月から1か所のみとし、受動喫煙の機会の減少に努め、同時に喫煙者には喫煙マナーを守っていただくよう啓発に努めてまいりました。

今年に入り、県内の地方自治体の庁舎などにおける不適正な喫煙に関する事案が報道されたことや、近隣自治体の受動喫煙対策なども鑑み、5月7日に開催された庁内会議において、市長から令和7年4月1日以降、庁舎の敷地内全面禁煙とする方針が示されたところでございます。現在の特定屋外喫煙場所は職員以外にも利用可能となっておりますので、来年度からの敷地内全面禁煙については事前に周知いたしてまいります。

次に、職員に対する禁煙治療への助成制度についてでございますが、これは職員が加入する岐阜県市町村職員共済組合の保健事業で、禁煙に取り組む組合員に対し、禁煙外来受診費用や禁煙補助薬、ニコチンパッチなどでございますが、の購入費用を助成する制度を設けておりますので、毎年その内容について周知をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹君） 山県市における受動喫煙防止対策について、広報やまがたやホームページ、教育現場、母子保健事業等でたばこや健康に関する正しい知識の普及活動を積極的に進められています。

また、岐阜県市町村職員共済組合の保健事業で禁煙に取り組む組合員に対し、禁煙外来受診費用や禁煙補助薬（ニコチンパッチ等）購入費用を助成する制度があるということで、喫煙者本人はもとより、御家族や職場の皆さんの受動喫煙の防止のために、さらなる周知をお願いしたいと思います。

健康介護課長にお尋ねします。

健康山県21（第3次山県市健康増進計画）で、たばこによる健康障害対策として、（1）広報紙、ホームページ、保健事業を通して新型たばこを含めたたばこの害、受動喫煙の

害を周知する。(2) 禁煙希望者への支援を行う(禁煙方法の周知、禁煙支援が可能な医療機関の紹介)。(3) 母子健康手帳交付時、乳幼児健診時に、家庭内分煙、禁煙の必要性を伝える。(4) 未成年者、妊産婦に喫煙をさせない環境づくりを推進する。(5) 関係機関と連携し、庁舎、公共施設等における敷地内禁煙を徹底し受動喫煙を防止するを挙げています。ニコチン依存症である喫煙の治療、禁煙外来受診が進まない大きな原因は、健康診断や人間ドックで喫煙ありを要治療と判定する仕組みがないことが本質的な欠陥であると言われていています。血圧や血糖値が高ければ要治療が出されるのに、健康被害をもたらす喫煙に対しては何もないのはおかしいと考えます。

関市、多治見市、高山市では、喫煙者の健康のため、ニコチン依存症を治療するため、家族や職場の同僚、周囲の人を受動喫煙から守るため、望まない受動喫煙防止を推進するため、禁煙外来治療費の補助制度があります。いずれも保険適用による禁煙外来治療費に係る自己負担金の2分の1で、1万円を上限として助成しています。

山県市でも、禁煙外来治療費の補助制度を行うことが重要であると考えます。健康山県21(第3次山県市健康増進計画)で、たばこによる健康障害対策の(2)禁煙希望者への支援を行うの推進のため、財源を確保して早急に実施できるよう、来年度実施に向けての検討を進めていただきたいと考えます。いかがでしょうか。健康介護課長にお尋ねします。

○議長(吉田茂広君) 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長(森 正和君) 再質問にお答えします。

禁煙外来治療費の補助制度について来年度実施に向けて検討を進めることについてでございますが、議員御発言の禁煙希望者への支援につきましては、引き続き禁煙方法の周知や禁煙支援が可能な医療機関を紹介していきたいと考えます。

なお、今後につきましては、議員御発言のとおり、近隣市町村の状況も含め、検討してまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(吉田茂広君) 吉田昌樹議員。

○3番(吉田昌樹君) 市長にお尋ねします。

庁舎3階中庭の特定屋外喫煙場所の早期撤去を求めます。現在の特定屋外喫煙場所は、厚生労働省改正健康増進法の施行に関するQ&Aによる周囲の施設に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮に欠けています。喫煙場所の出入口等から庁舎内にたばこ臭が漏れる受動喫煙、また、清掃業者の方は、喫煙場所の臭いや清掃、灰皿や吸い殻の処理等で受動喫煙や三次喫煙が発生しています。

特定屋外喫煙場所の撤去の周知は必要ですが、令和7年4月1日以降ではなく、早急に撤去ができると考えますが、市長の見解をお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

3階の特定屋外喫煙場所の撤去を前倒しする御提案でございますが、先ほど担当課長も御答弁申し上げましたとおり、禁煙や受動喫煙対策は健康管理の面においても重要な事項でございますので、来年度から庁舎敷地内を全面禁煙とするよう指示してきたところでございます。

また、現在、中の職員の状況を確認いたしましたところ、30名ほどの職員がこの喫煙場所を利用しておりますので、禁煙治療は平成18年4月から保険適用となっておりますし、職員が加入する共済組合では禁煙に取り組む組合員に対しまして、受診料の自己負担分の一部を助成する制度を設けているなど、禁煙治療を受診しやすい環境も整っておりますので、今現在、職員がそれぞれの敷地内禁煙に向けて準備を進めているところでございます。

そうした結果、利用者が少しでも、一日でも、今の場所を利用する人が、職員が少なくなればということを考えておきまして、そういったことが早く進めば早期の撤去も可能と考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で吉田昌樹議員の一般質問を終わります。

○3番（吉田昌樹君） ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） 通告順位2番 田中辰典議員。

○5番（田中辰典君） 議長に許可を得ましたので、通告どおり、1点、質問のほうをさせていただきます。

公共交通について企画財政課長にお尋ねします。

岐阜バス岐北線が減便になり、葛原の塩後行きは早朝と夜、2本だけになり、過疎地域に住む交通弱者の方にとっては、年寄りの医療機関への受診不向きで、高校通学にも、高校によっては適切な時間帯のバスがなく、最低限の暮らしができない状況がますます深刻になっており、このことが報道であった消滅可能性自治体にノミネートされた原因の一端ではないでしょうか。

そこで2点お尋ねいたします。

1点目、岐北線減便について、代替の取組について。

2点目、ここ最近、山口市において観光に力を入れておりますが、例えば、日本一の

伏流水田原川やグリーンプラザ美山へのアクセス強化のため、岐阜大学方面から平井坂を通るバス路線を検討できないか、お尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、岐北線減便の代替の取組についてでございますが、岐北線が減便になったことで地域の皆様には大変御不便をおかけしております。減便実施の前後におきまして地域の方から様々な御意見をいただきまして、これらを踏まえまして、岐北線を運行するバス運行事業者のほうに地域からの御意見と増便要望を伝えましたが、事業者からは、運転手不足の深刻化等、事業者を取り巻く現在の状況から、減便をすることは困難との回答をいただいているところでございます。

現在は、岐北線塩後系統の代替手段運行に向けて調整を進めておりまして、今年の1月に代替手段として運行するための車両を発注し、年度内に納車される予定となっております。また、交通システムに精通した建設コンサルタント事業者と契約を結びまして、代替手段の路線案等を協議、検討しているところでございます。今後、美山地域を運行する自主運行バスの利用状況や地域の方の意見を踏まえながら、運行予定事業者、運輸支局、警察署等の関係機関と調整し、代替手段運行に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目、美山地域の観光アクセス強化のために、岐阜大学方面から平井坂を経由する路線の検討についてでございますが、現在、神崎方面へは、平日は神崎山県B T線、休日は岐北線神崎系統があり、公共交通での問合せがあった場合は当該路線を御案内しているところでございます。ただし、実態としましては、自家用車等で現地訪問される方が多く、問合せ自体も少ない状況でございます。

また、市内需要から見ましても、過去に平井坂トンネル開通に伴い、ハーバス循環線として山県市役所、旧伊自良支所、谷合を巡る路線を平成20年から運行してまいりましたが、利用者が振るわず、平成24年9月30日をもって廃線となった経緯もありまして、利用者は多くは見込めないものと推測しております。

全国的にも運転手不足が深刻化し、路線の減便、廃止が相次ぐ中、観光客利用を主眼とした新規路線の運行は現時点では考えておらず、公共交通事業としての根幹である市民の日常の足の確保のための運行維持に当面は注力してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典君） 一刻も早い代替手段の実行を切に願い、質問を終わらせていただ

きます。

○議長（吉田茂広君） 以上で田中辰典議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で10時55分から再開いたします。

午前10時44分休憩

午前10時55分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に丹羽企画財政課長より発言訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 申し訳ありません。先ほど田中議員のほうの一般質問のほうの回答で、御質問の1点目の中で答弁間違いといたしますか、訂正をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

減便に伴いまして地域の方から御意見をいただいて、それをバス運行事業者のほうにお伝えした、その回答でございますが、減便をすることは困難というふうに答弁いたしました。増便をすることは困難ということで訂正させていただきたいと思ひます。すみませんでした。

○議長（吉田茂広君） 通告順位3番 奥田真也議員。

○6番（奥田真也君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従ひ質問をさせていただきます。奥田真也でございます。

私からは3点質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1点目、山県学園構想について学校教育課長にお伺いをいたします。

山県学園構想は、山県市内の小学校9校と中学校3校の12校を1つの学校、ONE山県構想に基づき、複式学級など小規模な学校においては個に応じた指導や合同授業、オンライン授業により、同学年の人数が増え、切磋琢磨する学習と教育の質の担保と質の向上の両方が可能となる山県市の特性にマッチした最高の仕組みだと考えます。

桜尾小学校、大桑小学校、梅原小学校による合同授業や、伊自良北小学校、伊自良南小学校による合同授業、美山小学校、いわ桜小学校による交流授業、ジョイントスタディも実施されているところです。昨年度より県立の山県高校との連携も進んでおり、小中高連携が実現しています。

昨年12月16日には山県オープンスクールが実施され、保護者だけではなく、市民の皆様がそれぞれの小学校や中学校の各クラスの授業を見ることができ、山県学園の現状を

知っていただくことができたのではないかと感じています。

また、新聞各社に取り上げられており、昨年からの記事を見てみると、令和5年2月には岐阜新聞が科目に応じ異年齢学習、山県方式、統廃合せず教育の質維持、令和5年5月には中日新聞が少人数教育の課題、山県方式で解決へ、小規模校を残し近隣校と合同授業、令和5年11月には朝日新聞が小さな学校も統廃合しない、岐阜県山県市、模索する第3の選択肢、令和6年3月には毎日新聞が過疎地の小学校、統廃合せず合同授業、山県方式で小規模校連携、このように山県学園構想は報道されることによりさらに認知され、どんどん注目され始めていると感じています。

そこで、学校教育課長に2点質問いたします。

1点目、毎年新しい取組が進んでいる山県学園構想、それぞれの学校において今年度より実施が始まった取組について。

2点目は、今年度も山県オープンスクールは実施されるのか。

この2点について学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（吉田茂広君） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、今年度より実施が始まった取組についてですが、山県学園構想の代名詞にもなりつつある合同授業に対する児童・生徒の評価は高く、校長も合同授業の継続かつ発展的な取組に可能性を見いだしているものと捉えています。

今年度、新たに計画している主なものとしましては、美山小といわ桜小との合同授業は、これまで五、六年生が週3日、社会、英語、体育の3教科について、美山小で授業をしておりましたが、今年度は6年生が美山中学校へ移動し、中学校の教員が行う教科担任制の授業を実施しております。

伊自良南小と伊自良北小の合同授業は、昨年度から進める五、六年生の音楽と英語、体育について、週2回、中学校で教科担任制の授業スタイルを継続し、加えて、三、四年生が週1日、体育や外国語活動で合同授業を実施しております。

他方、梅原小、大桑小、桜尾小では、教科の学習内容に応じて柔軟に合同授業を実施できるカリキュラムマネジメントに取り組んでいます。6月には、大桑小と桜尾小の1年生が生活科のサツマイモの苗を植える学習を合同授業のスタイルで実施しております。

このように、山県学園構想に係る合同授業は拡大する中で、国や県が進める小学校高学年教科担任制の実施について、これまで小規模校では実施は困難とされていた課題に対する解決のモデルになると捉えております。

2点目の山県オープンスクールの実施についてですが、今年度は12月14日の土曜日に実施する予定で進めております。

教育委員会としましては、昨年度同様に、山県学園構想に基づく具体的な取組を各学校ごとに公開していく計画でおります。詳細につきましては、現在行っております全小中学校の学校訪問で得る学校の教育計画の情報を精査し、校長会とも協議した上で提案性のある公表会としていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也君） 学校教育課長の答弁により、山県オープンスクールについては12月14日土曜日に、また、教科担任制が進んできていることが理解できました。

さて、ここ最近ではマスコミなどでの報道もされてきており、山県学園構想における認知度もさらに上がってきているのではないかと感じています。他市町の議員も関心を持っており、概要の説明を求められることもあり、また、視察してみたいとの声も聞こえています。この山県学園構想は、小学校、中学校の12校だけでなく、それを補う役割の山県市こどもサポートセンター、県立ではありますが山県高校との連携、また、将来においては、保育園や地域との連携もさらに進んでいくのではないかと期待しているところでもあります。

人口戦略会議が4月24日に消滅可能性自治体に山県市が転落したことを発表していますが、それを脱却する可能性を秘めているのがこの山県学園構想であろうと考えます。さらに広く知っていただき、市外の方々が山県市の学校に通いたい、話を聞いてみたい、そういう方々が増えていくことこそが移住につながり、子供たちの笑顔、そして、子供たちの明るい声が市内全域に広がっていくのではないのでしょうか。

そこで、学校教育課長に2点、再質問をいたします。

1点目は、昨年度視察を受け入れた件数と市外より市内に転校した生徒がいるのかどうか。

2点目は、今年度実施予定の山県オープンスクールは、山県学園構想の魅力を知っていただく大きな機会となると思います。市民に広く、そして、市外の方々にも広く周知を図っていただきたいと考えますが、SNSも含めた魅力発信についてのお考えは。

以上2点について学校教育課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広君） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之君） 再質問にお答えします。

1点目、視察及び児童・生徒の転入についてですが、昨年度の視察は5件ございました。

た。今年度につきましても、現時点で4件の依頼を受けております。その内容は、少子化に伴う学校の小規模化が急速に進み、現実的に学校の統廃合の議論が必要となる自治体の視察でございました。先日は他県の市議会の視察もありましたが、課題意識は同様のものでした。

児童・生徒の転入の状況につきましては、昨年度、市外より市内に転入した児童・生徒は小学校4名、中学校2名でした。ただし、転入の理由につきましてはつかんでおりません。

2点目のSNSを含めた魅力の発信についてですが、視察された方との意見交流からは、山県学園構想が統廃合せず、教育の質を担保するというこれまでにない方策であることに行政的な施策の可能性を見いだしていると感じます。

議員御提案の魅力発信は、この先、子供たちや保護者の声を整理し、指導体制や学習内容として成果が確認された段階に検討をいたしたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也君） 学校教育課長の答弁により、視察については今年度が現時点で既に4件の依頼を受けているということ、また、転入児童は4名、生徒は2名とのこと。

年々進化を続ける山県学園構想、令和6年第1回定例会にて、教育長より、山県市子どもサポートセンターを含めた山県学園構想の将来展望について、誰も取りこぼさない山県市の教育について答弁をいただいております。将来に希望の持てる、胸を張って自慢できる教育になっていくと感じているところです。今後も子供たちのための学校運営を大いに期待し、次の質問に入ります。

自然体験保育について、子育て支援課長にお伺いをいたします。

令和2年度より自然体験保育について調査、研修が始まり、その後、本格的に自然体験保育が始まっています。私が子供の頃は野山を駆け回り、木に登り、枝を拾っているようなことをして遊んだものですが、現在は山へ入る機会がほとんどない状況です。森林資源が潤沢にある山県市、自然体験保育は私たちが放課後遊んでいたことを保育園が代わりに実施していただいているものであり、貴重な経験となることは間違いありません。

この自然体験について、子育て研究家の長岡真意子さんによると5つのメリットがあるとのことでした。

1つ目は、心の健やかさが促進されます。コロラド大学の研究によると、敷地内に樹木や草花など自然に触れられる環境があることで、子供のストレスや集中力の欠如が緩

和されるとのこと。また、鬱や不安感を改善すると示す研究も多くあるとのこと。

2つ目は、創造性が培われます。ユタ大学の研究によると、電子機器から離れ、4日間自然の中で過ごしてもらったところ、創造力をはかるテストのスコアが50%上昇したとのこと。

3つ目は、認知力が高まります。カリフォルニア大学のナンシー・ウィール博士の研究によると、自然に触れる機会がより多くある子供ほど、メンタル面や健やかさだけでなく、認知力も高かったと報告されています。

4つ目は、注意欠陥、多動症の改善です。注意欠陥、多動症と診断された子供たちと自然環境との関係について研究を続けるイリノイ大学教授のフランセス・クオ氏とアンドレ・アフエイバー氏によると、自然に触れる機会をより多く持つことで、著しい症状の改善が見られたといいます。

5つ目は、身体の健やかさを促進します。澄んだ空気は子供のぜんそくを緩和し、遠くの山々や水平線を眺めることは視力低下を防ぐとされています。また、テネシー大学の研究によると、丸太などの自然素材が用いられ、樹木や草花などの自然に触れられる遊び場は、そうでない遊び場より、子供たちはより活発に遊ぶとされています。

これらの5つのメリットは、自然体験保育が子供たちの全体的な発達に大きなプラスの影響を与えるのではないのでしょうか。

そこで、子育て支援課長に2点お伺いをいたします。

1点目は、今までの自然体験保育の中で特徴ある活動やそれによる効果、園児や保護者からの感想について。

2点目は、今年度以降の自然体験保育の取組や目指していく目標などについて。

この2点を子育て支援課長にお伺いをいたします。

○議長（吉田茂広君） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹君） 御質問にお答えします。

改めて山県市立保育園等における自然体験保育について御説明させていただきます。

平成29年度にベンチマーク事業として、山県市の保育を自然体験に落とし込む事業である体験型自然保育事業を一般親子、支援者を対象に実施し、保育現場における実施可能性を検討いたしました。

市立保育園における自然体験としましては、令和元年度より、川遊びや森林の中での活動などの保育園児の自然体験及び保育士の創造性、技術の向上を図るための先進地研修を開始いたしました。令和3年度からは、国の交付金事業として計画いたしました美山地域の保育施設等を中心とした地域創造事業と連動した保育士研修及び保育園におけ

る園児の自然体験を実施したほか、特色ある保育事業を中心とした地域創造に向けた調査研究を実施したところでございます。

御質問の1点目、今までの自然体験保育の中で特徴ある活動やそれによる効果、園児、保護者からの感想についてでございますが、1つの特徴といたしましては、県外または県内の先進的な自然体験の施設において保育士研修を継続してきたことが挙げられます。これにより保育士が先駆的で安全な手法を学び、園外での事業にもかかわらず、大きなけが等の発生もなく、子供にとっても興味ある事業として推進することができております。

また、令和5年度からは、自然体験に知見を持つ方を保育園ごとに招き、画一的な事業を行うことが多い公立保育園でありながら、園ごとに特色を持った自然体験を行えていることも特徴として挙げられます。

これらの特徴を持った自然体験の推進により、園児においては、以前は関心のなかった、または気づくことがなかった自然物に興味を持つようになり、園児自ら分からないことを調べようとしたり、工夫して遊ぶ姿が増えるなどの変化が見られております。

このような園児の変化もあり、保護者の皆様からは、自身の世代において自然の中で遊ぶ方法をあまり知らない親子も増えている中、身近な自然で五感を刺激し、命の大切さを学ぶ自然体験は、子供の成長にとって必要であるとの御感想を多くいただいているところでございます。

御質問の2点目、今年度以降の自然体験保育の取組や目指していく目標についてでございますが、自然体験を始めた当初と比較し、保育士自身の自然の活用スキル、危機管理等に関しては格段に追加していると考えております。各園における自然体験実施の頻度が増したことにより、園児たちも回を追うごとに自然体験への期待が高まっていると聞いております。

今後につきましては、各園周辺地域の自然の特色を生かした独自の自然体験の実施を目指し、自然活動に知見を持つ方などの支援を受けながら事業を推進してまいります。また、自然体験の継続に際し、地域資源が持続的に活用できることが重要であり、実施に際し、地域の方々の御協力を得て進めていけるように工夫してまいりたいと考えております。

本市におきましても、議員が御紹介されましたとおり、幼児期における自然体験が子供の心、体、経験、どれを取っても重要なものであると考えておりますので、引き続き子供の自然体験を推進していくとともに、子供の活動への理解が各子育て世帯にも深まり、日常的に自然に触れ合える活動ができる子育て環境となるよう努めてまいりたいと

考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也君） 子育て支援課長の答弁により、それぞれの園周辺の身近な自然を体験し、命の大切さを学ぶとのこと。今後もさらに推進していただくことにより、山県市に住まう子供たちは、ここにある豊富な森林資源などの自然を当たり前のように親しみを持って接することができ、また、環境が整備されていくものと感じました。

このように、どんどん進化していく自然体験保育ですが、園児一人一人に目が行き届くか心配になります。過去にも質問をさせていただいておりますが、山県市立保育園においては適正人員で運営していただいていることを確認しています。しかし、自然を相手に活動するときには、さらに人の配置が必要なのではないかと感じているところです。

こども家庭庁は、令和6年度予算において、保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助する保育補助者雇上強化事業を拡充しています。

また、小学校においては、地域の皆様のお力による支援ボランティアを毎年募集しており、美山小学校の事例となりますが、見守り、農園づくり、図書館、草刈り、剪定、伝承のボランティアを募集しています。それぞれの保育園においても地域のお力をお借りすることで自然体験保育がさらに進化するのではないのでしょうか。

そこで、再質問を子育て支援課長にお伺いをいたします。

こども家庭庁の保育補助者雇上強化事業による保育補助者の雇用や地域の皆様のお力をお借りする支援ボランティアにより、細かなところも目の行き届く体制をつくり、自然体験保育のさらなる進化や保護者の安心、園児の安全につながると思いますが、子育て支援課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広君） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹君） 再質問にお答えします。

御質問のこども家庭庁の保育補助者雇上強化事業による保育補助者の雇用や地域の皆様のお力をお借りする支援ボランティアについてでございますが、保育補助者雇上強化事業につきましては、保育士の労働環境改善等に積極的に取り組んでいる保育所等に対し、将来、保育士資格の取得を目指す方などを保育補助者として雇い上げた場合に活用できる補助事業であります。

現在、5つの市立保育園の保育に関しては、保育士資格を持つ保育士のみが従事し、通常の保育業務とともに自然体験などの園外事業を実施しております。こうした状況下

にあり、山口市においては、保育業務支援システムの導入による保育業務の省力化や加配保育士の配置による保育力の強化、働き方改革などの労働環境改善を図ってきたところでございます。

しかしながら、自然体験を積極的に実施している山口市において、自然体験を含む園外事業やその他先駆的な事業に関しては見守る目の多さが重要になります。今後、労働人口が減少する中での保育人材の確保に際し、保育士を目指される方を将来の保育現場につなげる重要な機会ともなり得るため、現在、本補助事業の活用に向けて研究を進めているところでございます。

また、園児や地域の子供たちが身近にある自然などを活動フィールドとして安心して興味を持って活動するには、そのフィールドが子供にとって全ての面においてアクセスしやすいことが前提となります。それには、地元の自然環境、産業、風土を熟知してみえます地域の方の存在が欠かせないと考えております。今後、地元の子供たちが自然に触れ合える活動などに様々な地域の目線が関与し、積極的に御協力していただける仕組みを考えていくとともに、地域の方々、地域の産業に対しましても、積極的に本市の自然体験をアプローチしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也君） 安心・安全な自然体験保育の実現には、より多くの園児を見守る目が必要であると感じています。今後につきましても調査研究を進めていただくようお願いいたします。自然体験保育は、山県学園構想と並び、山口市における目玉の事業だと感じていますので、子育て支援課長を中心とした子育て支援課の皆様には、今後も御尽力を賜りますことをお願い申し上げ、次の質問に入ります。

ふるさと納税について企画財政課長にお伺いをいたします。

現在、山口市におけるふるさと納税の返礼品は、肉や米、野菜、加工品、雑貨、家具など、700種類以上の商品が用意されており、山口市以外の方々は、豊富な品ぞろえから返礼品を選ぶことができます。

さて、このふるさと納税は総務省より見直しがされ、令和5年10月より、1点目は、募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とするもので、つまり、今までは付随費用であった寄附金受領証の発行、送付や、ワンストップ特例申請書といった事務処理に係る費用なども含めて、寄附金額の5割以下にしなければいけなくなっています。場合によっては返礼品の量を減らすか、寄附金額を変更しなければいけなくなるかもしれないということ

す。

2点目は、加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り返礼品として認めるもので、他の都道府県や海外産の肉を自分の都道府県で熟成したり、他の都道府県産のお米を自分の都道府県で精米したりするものを返礼品として認められていたものが今後は認められなくなったということです。

ふるさと納税のメリットは、寄附した自治体から返礼品がもらえるという点もありますが、それ以上に大きなメリットは、寄附金額から2,000円を引いた金額が翌年の住民税から控除されるという点、これこそが利用者が多い要因だと考えます。

ふるさと納税には、購入者に対し、使い道についての選択が可能となっています。山口市の場合は、1、健やかで安らかなまちづくり事業、2、便利で快適なまちづくり事業、3、豊かで美しい自然を守るまちづくり事業、4、活力あふれる産業のまちづくり事業、5、豊かな心と文化をはぐくむまちづくり事業、6、新しい未来をつくるまちづくり事業、7、市長おまかせ・ふるさとまるごと支援事業とのことです。

そこで、企画財政課長に2点、お伺いをいたします。

1点目は、10月より見直しされたことにより、寄附金額の変更や納税額の変更があったのかどうか。

2点目は、使い道の選択について、ホームページを確認しますと、それぞれの項目についての事業例が記載されていますが、山口市における目玉と言える子育て応援や山県学園構想、自然体験保育など、具体的な内容を選択できるようにしてはどうか。

この2点について企画財政課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、令和5年10月の見直しにより寄附金額の変更や納税額の変更があったかどうかについてでございますが、国のルール見直しに伴いまして登録されている返礼品を総点検したところ、地場産品基準に適合しないものはございませんでした。

また、今まで募集に要する経費として含まれなかったワンストップ特例関連経費等を見込んでも、寄附額に占める費用の割合は5割以内を達成できておりましたので、ふるさと納税のルール見直しに伴って返礼品の量を減らす、あるいは寄附金額を引き上げるといった変更は、本市においてはございませんでした。

御質問の2点目、寄附金の使い道の選択についてでございますが、現在選択できる7つの事業は、山口市ふるさと応援基金条例第2条に定められているもので、寄附者の意向を反映させつつ、幅広い事業に柔軟に活用できるよう制定したものでございます。

特定の事業を選択肢として増やす場合、寄附者が寄附金の使い道を具体的に指定できるというメリットはございますが、寄附額が事業費を超過しますと別の事業に活用できないなどの運用上のデメリットが大きく、また、現在の主流でありますふるさと納税の各ポータルサイトからの申込みをする場合、ほとんどの方が返礼品から選択している実態を踏まえ、寄附金の使途の変更は寄附額の増加の観点からは影響は少ないものと推測されます。

しかしながら、議員御発言のとおり、それぞれの事業が本市の重要施策でございますので、本市ホームページをはじめ、ふるさと納税の各ポータルサイトにあります市町の紹介ページにおいて、寄附金の使い道説明欄の中で現行事業項目に当てはめ、事業例として明示しアピールするとともに、特定事業等に対して寄附を受ける企業版ふるさと納税の取組事業として掲げ、寄附を募ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也君） 企画財政課長の答弁により、寄附金の使い道説明欄の中で現行事業項目に当てはめ、明示いただけるとのこと。さきの山県学園構想についてや自然体験保育についての質問でも発言をさせていただきましたが、いろいろな場面でアピールすることにより、山県市に興味を持ち、住みたいと思える山県市になるのではないかと思いますので、対応に感謝をいたします。

さて、山梨県丹波山村では、ふるさと納税で地域の森林資源を生かした体験型の森林体験をテーマに、実際に森林に入って間伐体験を行うコース、実際に森林に入って間伐やチェーンソー作業を行い、林業の基礎的なスキルを学ぶコースの2つを用意しています。また、二条城や姫路城、松江城においては1日城主を体験できるようになっています。このように、全国においては、それぞれの市町村の特徴を生かした体験型ふるさと納税が運用されています。

そこで、企画財政課長に再質問をいたします。

山県市においても、リースづくりやイチゴ狩り、アユ釣りの遊漁証、貸切りサウナなどの体験型ふるさと納税が運用されていますが、例えば、間伐体験などの森林体験や、大桑城1日城主など、市内の資源を最大限に生かした内容をもっと盛り込んでみてはどうかと思いますが、企画財政課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えいたします。

体験型ふるさと納税に市内の資源を最大限に生かした内容を盛り込んだものを提供で

きないかについてでございますが、コロナ禍の行動制限解除後におきましては、旅行需要拡大に合わせ、体験型の返礼品の需要は増加傾向であり、全国的に多くの寄附が集まっております。

体験型ふるさと納税は、寄附者が実際に現地に足を運ぶことにより、現地消費による地域への経済効果も期待でき、また、まちの魅力をダイレクトに感じてもらえる機会を創出し、ひいては関係人口から交流人口への増加につながるものと考えております。

そんな中、本市でも、先ほど議員が述べられました返礼品以外にも、文化の里花咲きホールのピアノ演奏体験やキャンピングカーのレンタルなど、市内の資源を生かした様々な体験型の返礼品を用意しているところでございます。

体験型の返礼品は、ふるさと納税の本来の目的であります応援したい地域の力になるに対して効果的で、さらに、体験型の返礼品を利用した人は、訪れた地域にふるさと納税で、あるいはふるさと納税以外の方法で、また行きたいと感じる地域のファンになるケースも多く見られることから、シティープロモーション的にも有効な手法であると考えておりますので、御提案いただきました間伐体験や大桑城1日城主体験などの実施可能性も含め、今後におきましても山県市の豊かな自然環境や観光資源を生かした体験型メニューを模索し、地域の特性やニーズに合った魅力ある返礼品登録ができるよう、御協力いただける事業者に向けて提案などをしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也君） ふるさと納税は山県市の魅力を発信する1つのツールになると考えます。自然豊かな山県市を最大限に生かすことで地域のファンも増えると思いますので、今後の展開、展望に大いに期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広君） 以上で奥田真也議員の一般質問を終わります。

通告順位4番 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、会派清流会代表質問として3件の質問を行わせていただきます。

1件目は、山県学園構想の今後についてです。

昨年度より市内小学校9校、中学校3校を山県学園として位置づけ、学習内容に応じて合同授業やオンライン授業、中学校においては合同部活動を行う山県学園構想。複式学級がある小さな学校も統廃合せずに存続させ、他校との合同授業によって大人数で学ぶことができるこの取組に全国的にも注目が高まっていることは、さきの議員の質問で

も御紹介をされました。

当初は他校との合同授業への戸惑いや慣れない新たな環境に本来の力を発揮できずにいた子供たちも、私が暮らす伊自良地域では合同授業がトライアングルスタディーと名づけられ、子供たちからは今日はトラスタと楽しみにする声が聞こえるようになってきました。中1ギャップの軽減についても、保護者の方や学校としてもその効果を実感できる評価をお聞きしております。

さきの質問でも御答弁にあったように、1年間の実績を踏まえ、本年度はその幅を広げられた取組を進められておりますが、伊自良地域では給食やお昼休みに支障が出るケースもあり、担当課へも御相談に伺いました。この6月からは3校の授業時間をそろえるなどの対策を取られておるとお聞きしております。

学校教育課長にお尋ねをいたします。

これまでの取組に対する課題やその対応はどのようなのでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之君） 御質問にお答えします。

山県学園構想の課題やその対応についてですが、校長が中心となって進める山県学園構想は、合同授業の実施という形で具現化され、今年度の各学校の教育計画には、合同授業を行う学年の拡大や小学校高学年の教科担任制の実現、小中連携の強化など、着実に発展していると捉えております。

こうした積極的な取組を進めるための課題としましては、学校間の日課表を調整することや児童・生徒の輸送手段を確保すること、併せて定められた年間授業時数を確実に実施することなどが考えられております。

課題に対する各学校の対応としましては、合同授業への移動を見込んだ新たな日課表を作成したり、スクールバスに加えてハーバスを移動手段に用いたりすることで、いわゆるロスタイムを最小限に抑える工夫をしております。また、教務主任が年間カレンダーによる時数管理をすることで、ゆとりある柔軟な教育課程の編成にかじが切られたと捉えております。

もちろん山県学園構想は例のない取組であるため、その効果について客観的に評価し、校長会との協議の上で山県学園を発展的に形づけてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江君） 再質問を行います。

議会は、令和6年第1回定例会において山県市「子育て」応援条例を可決いたしましたし

た。第3条、基本理念には、「1、こどもの健やかな成長及び自立が図られるとともに、こどもの権利が尊重されること。2、こどもが安心して育つことができる環境が確保されるとともに、社会全体で子育て応援に取り組む意識が地域に根付くようにされていくこと。3、市、保護者、地域住民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、子育て応援に主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。」が挙げられています。

山県学園構想が発展していく上での課題には、条例の理念にもものっとった対応、取組が進めておられることが分かりました。統廃合を選択せず、子供たちにとって何が最善かを模索しながら進めていく山県学園構想は、山県にしかできない子育て応援を表す教育となっていくと期待をしております。

再質問を1点、教育長にお尋ねいたします。

条例の第7条、学校等の役割には、「学校等は、こどものありのままを受けとめ、一人一人の成長に応じた支援に努めるものとする。2、学校等は、保護者や地域住民とともに、こどもに係る情報を共有し、こどもの成長を積極的に認め、励ますよう努めるものとする。」とあります。

合同授業を行う学年の拡大や小学校高学年の教科担任制の実現も進められているとのことでしたが、ホームではない学校に出向いて授業を受けることや、通常の学級の人数ではない授業には戸惑いや不安から本来の力を発揮できないこともあります。昨年度、合同授業になってから評価が下がったと心配される保護者の声もお聞きをいたしました。環境の変化は子供たちにとっても大きな影響を与えます。発展していく取組の中で、現場の教職員の方々には大変な御尽力をいただいていることと存じますが、子供たちの心に寄り添った対応、評価に影響しない工夫が必要であると考えます。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問、子供たちへの配慮についてお答えいたします。

山県学園構想による合同授業によって、たとえ集団が大きくなったとしても、教員は、一人一人の子供の心に寄り添ったきめ細やかな対応に努めることに変わりはありません。

しかし、現実的には、教員の目配りの対象が増えることで、児童・生徒にとっては、教員との距離感が遠くなったように感じたり、集団を変えることによる不安やストレスを抱いたりすることはあり得ます。

一方で、こうした変化に適応していくことを含めて、社会的自立に結ぶ経験として様々な集団の中で学ぶことは教育的に意味があると考えます。大切なことは、それぞれの子

供たちの成長を保障することであり、議員御指摘の「子育て」応援条例の趣旨を踏まえ、教職員を含む大人全てが同一の姿勢であることと考えます。

私自身は、「子育て」応援条例を受けて、子どもの見方について、人と比較して見ることをやめましょうと機会を捉えて保護者や地域、先生方をお願いしています。子育て応援とは、他人との比較で子どもを理解するのではなく、子どもの現状を丸ごと受け止め、一人一人の成長スピードに合わせた認めや励ましを行うことだと考えます。

さらに、山県学園構想は、学校数とともに教員数も減らさないことが強みであり、子供に対する支援の充実を可能にする仕組みです。既に校長先生方は1つの授業を2人の教員で指導するチームティーチングや、新たに小学校の教員が中学校の教科の授業に加わる指導方法についても検討を始めております。1人の子供に複数の教員の目が行き届く体制づくりが始まっていると捉えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江君） 進化していく今後の取組に期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問になります。美山地域の保育施設等を中心とした地域創造について。

令和5年第3回定例会一般質問において、未就学児の教育・保育施設の在り方と今後についてお尋ねをいたしました。

地域の資源である豊かな森林と清らかな清流を生かした保育園及びそれを地域全体で支える魅力ある子育て環境を創造し、子育て世代の定住、水栓バルブや林業等の地場産業における人材確保維持、地域の商店街等の振興を目指そうとされた美山地域の保育施設等を中心とした地域創造事業。その今後の方針決定について地域の方々などの参画を求めました。

当時の担当課長からは、保護者、美山地域の企業、関連団体、地域住民等による委員会を立ち上げ、会議を開催し、どのような保育園にしていきたいか、どのように地域とともに魅力的な子育て環境をつくっていけばよいか、幅広く自由に意見を収集し、第3期子ども子育て支援計画策定に向けたニーズ調査も踏まえながら、将来に向け保育園の在り方を考えていく旨をお答えいただき、美山地域創造委員会が設置されました。

第1回の会議では、自然体験保育を推進する上で必要な環境についての考え、美山地域の将来についての考えというテーマで意見聴取が行われました。第2回の会議には清流会のメンバーも傍聴に伺わせていただきました。地域の現状や保護者の方々からの意見を踏まえ、統廃合、小規模化、多機能化のアイデア、継続的な自然体験保育や、美山

地域の2園それぞれを特色化し、選択できる保育環境を残すことなどが検討されました。

昨年が最終年度となった事業、その総括と今後の取組について子育て支援課長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹君） 御質問にお答えします。

御質問の美山地域の保育施設等を中心とした地域創造事業の総括と今後の取組についてでございますが、本事業は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としたデジタル田園都市国家構想交付金活用事業であり、本市の地域資源及びその資源を活用した保育事業を地域の魅力と捉え、資源活用に必要な自然体験保育のスキル等、向上を図るとともに、それらの効果により特色を持った保育園を地域活性化の中心として、その活動の中に地域の風土、産業などが関与することで美山地域の地域創造につなげていく事業でございました。

目標とする指標として、美山地域における子育て世代の転出入者の減少、当該保育園への入園増加、自然保育等実施団体の増加、公立保育園への民間活力の採用を定めて実施した本事業にあつて、最終年度である昨年度の事業は、園ごとに研修、研究を行い、特色を持った自然体験保育を実施いたしました。

また、美山地域創造委員会を設置し、研究、協議を通して得られた考え方として、保護者からも自然体験及びその効果による子供の変化が評価されており、事業継続が必要であること、地域住民や企業などの協力を得て保育園に地域としての役割を創造すること、近隣の山や園庭を自然体験が活用しやすい形に整備していくこと、地域のボランティアなどのお力により多くの目線で美山地域の保育を見守っていくことなどが報告されております。

指標に対する評価といたしましては、全体的な流れとしては当該地域の人口減少は続いているものの、当該地域における令和4年度末から令和5年度末への年齢推移における人口変化については、零歳から15歳までの推移として4人ほどの増加、子育て世帯の対象と思われる25歳から45歳までの推移においても5人ほどの増加となっており、高富地域と比較しても遜色のないものとなっております。

また、当該地域へ移住された方が自然体験を実施する団体を創設し、市の自然体験に関与するようになっていることなどを踏まえますと、本事業期間中に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業展開が困難であった中においても一定の成果が得られていると考えております。

今後についてでございますが、保護者の下から通わせる最初の子育て支援施設である

保育園の存在は、地域の子育て、地域のにぎわいにおいても重要な施設だと考えております。先ほど説明しました基本的な考え方の報告においても、自然体験の継続、地域の力の活用、地域に合った機能の変容が求められております。

本年7月に開催を予定しております令和6年度第1回の子ども・子育て会議において集約、審議される令和5年度の子ども・子育てニーズ調査の集計結果も踏まえ、美山地域の保育園に必要とされる機能性、地域との関係性を整理し、今後の方針を当該会議等での御審議を経て策定してまいりたいと考えております。なお、審議の成果に関しましては、特化した部会を設置するなど、子育て視点のみならず、多様な視点で御審議いただける機会を設けるよう検討しているところでございます。

移住・定住先の要件として美山地域の保育が選ばれ、地域活動を持続、発展させるために必要不可欠な存在となるためには地域の産業が元気であること、そして、その力を保育などの子育てに還元していただき、好循環を図ることも重要となります。

本事業において重点的に御意見を賜りました保護者、地域の皆様のほか、地域振興に欠かせない産業分野の皆様などに関しましても、御意見を十分にお聞きすることができる体制を整え、進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江君） 再質問を行います。

合併20周年から新たなステージへと向かう山県市に必要なことは、各地域の魅力や特色を生かした取組が各地域に相乗的に作用することであると考えます。

昨年度より高富地域では保育園2園が民営化され、低月齢保育の実現、それぞれの事業者による特色ある取組が進められています。

御答弁にありましたように、美山地域においてゼロ歳から15歳が4人、子育て世帯の対象と思われる25歳から45歳の5人の増加、移住された方が団体を設け、市の自然体験に関与するようになってきていることなど、本事業の成果は高く評価すべきであり、また、美山地域の保育にはそのポテンシャルがあることも立証できたのではないかと考えます。

自然体験の継続、地域の力の活用、地域に合った機能の変容が求められている美山地域においては、今後の保育園の在り方が新たな地域のシンボルともなり得る要素を持っていると考えます。

子育て支援課長に再質問を1点、行います。

地域型保育事業の対象年齢の拡大措置に向けた法改正の議論など、こども家庭庁が発足し、保育に関する制度や動向もアクティブさが増す中、結論を急ぐことなく、あらゆる

る可能性や多くの住民の方の御意見の下、地域に愛される子供たちの居場所をつくり上げていただきたいと考えます。審議の深化に関しては特化した部会を設置されることなどを御検討されているとのことでしたが、方針決定の時期はお考えでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹君） 再質問にお答えします。

御質問の方針決定の時期についてでございますが、現在のところ、方針決定の具体的な時期については定めておりません。

議員御発言にもございますように、こども家庭庁発足とともに子育てや教育に関する議論が加速し、子育て支援に関する新たな考え方も次々と国から示される状況にあります。国の制度等の活用も視野に入れております美山地域の保育園の在り方におきまして、地域ニーズに合わせ、国の考え方なども正しく見極めていく必要がございます。時期を逸することのないように進めていくことも重要と考えておりますが、方針決定に当たっては、将来を見据え、慎重に進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江君） 次の質問に移ります。

3点目になります。人と文化をつなぎ、まちの活性化につなげる伊自良文化ゾーンの今後についてお尋ねをいたします。

令和4年8月、伊自良コミュニティセンターが開所し、地域社会の形成に新たな一歩を踏み出した伊自良地域。隣接する施設、文化ゾーンの在り方について、令和4年第3回定例会において一般質問を行いました。

伊自良文化ゾーンは、従来の図書館、花咲きホール、古田紹欽記念館の3館に加えてコミュニティセンターが連携することで利用年齢の幅を広げ、各世代のニーズに対応できる基盤ができたこと、文化ゾーンの利用を小中学生に広げ、子育て関連事業の一環としての取組も御紹介をいただきました。

また、山県市の文化の顔となるような文化ゾーンを整備していくため、地域住民を対象にしたアンケート調査の実施を求め、同年12月に実施をしていただきました。アンケート調査は伊自良地域の自治会の回覧物にてQRコードを読み取るアンケート調査、御回答された方は27名、20歳未満の方はゼロ人という回答結果ではありましたが、アンケート結果の中身を見てみると、多様な視点からの御回答が集まり、また、地域のコミュニケーションの場や活性化につなげる取組への期待が多く見受けられました。

本年3月には第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画、山県市デジタル田園都

市国家構想総合戦略、自然と活力調和プランが策定され、「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」を基本理念に、子育て応援のまち山県市が将来像とされています。

第3章、前期基本計画、子ども・子育て支援の充実では、読書通帳の継続や、中学生からの読書時間や、子供たちが舞台芸術に触れる機会の減少などが課題、デジタル化の推進や中学校図書館との連携、図書館に出向かなくても本を借りられる仕組みづくり、体験の場や参加型の芸術活動の充実、ウェブやSNSを利用した集客などが対策として挙げられています。また、生涯学習・スポーツの推進には、本のセルフ貸出し機や山県にゆかりのある芸術家の作品展を定期的に行う検討などが挙げられています。

コロナ禍を乗り越え、様々な活動、新たな視点と価値観で活性化させるステージに進む今後の文化ゾーンの在り方、取組について、生涯学習課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

御質問の今後の文化ゾーンの在り方、取組についてですが、コロナ禍の利用者の減少につきましては歯止めがかかり、コロナ禍前の状況に回復しつつあると捉えております。

教育委員会としましては、令和4年度に複合施設として伊自良コミュニティセンターを開設し、特に地元の方々の交流施設としての利便性を高めるとともに、子育て世代の利用が一定数継続している図書館と連動した遊戯スペースを新たに設置し、伊自良保育園の園児たちの活動場所としての利用も増え、伊自良地域の文化ゾーンとしての一定の成果はあったものと考えております。

図書館及び美術館のイベントは充実していると捉えております。例えば、5月3日から開催しました企画展、山県市ゆかりの作家展には、市内外から520名の方が来館され、同美術館での展示会開催を希望される地元作家の申出もございました。また、毎年恒例となっている地元絵本作家、高島純氏のワークショップは盛況で、古田紹欽記念館でのイベントについてもリピーターで定員を満たす状況にあります。

併せまして、図書館の利用者の利便性や利用者の拡大を狙って、図書カードのデジタル化、電子読書記録帳、セルフ貸出し機能や電子書籍の導入など、自然と活力調和プランの具現化を進め、市民のニーズに応え、魅力ある図書館にしていくよう計画しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江君） 再質問を行います。

図書館及び美術館のイベントの充実、新たにデジタル化等を加えることで時代のニーズを捉えた魅力ある図書館にしていくことをお答えいただきました。

先月、清流会と有志の議員でお隣の岐阜市に視察に伺いました。2022年、ライブラリーオブザイヤーの大賞を受賞した、みんなの森ぎふメディアコスモスは、図書館は本で人とまちをつなぐ屋根のついた公園、滞在型図書館を目指した市立中央図書館、ホール、ギャラリー、市民活動交流センターなど、知の拠点、文化の拠点、絆の拠点から成る複合施設です。

特に、子どもの声は未来の声をモットーにしている図書館では、未来の作家を発掘する発表会や、ティーンエージと司書との交流掲示板、養成講座を終えた子供司書たちが企画するラジオ番組などにも取り組まれています。

山県市では、図書館を含む周辺の文化施設を一体的に運営することなどが進められている中と存じます。岐阜市のように、同じ施設ではないものの、近隣にある図書館、美術館、コミュニティセンター、花咲きホールは連携し、相乗作用が図れる場であると考えます。

今後まだまだ発展できる可能性を持った文化ゾーンは、本物に触れる機会をつくれる場であるからこそ、それを与えられるだけでなく、体験、体感による感性を育み、第2の古田紹欽となるような文化人やアーティストを生み出す場、新たな発想を生み出す思考を育む場にもなると考えます。

別棟ではあっても同一のコンセプトやテーマ、理念を共有することなどによって、それぞれの施設の役割や力を生かした山県ならではの取組がより一層進められ、地域に愛される施設となるのではないかと考えます。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問、伊自良文化ゾーンの今後についてお答えいたします。

伊自良文化ゾーンの特徴は、小規模文化施設が隣接し、それぞれの施設が独自の目的を持ち、地元を中心にした利用とリピーターの定着にあると捉えています。

教育委員会としましては、コロナ禍以降、学びの要素を取り入れたプログラムや展示を行うことで、教育的価値が高い施設をコンセプトに、文化ゾーンの発展にかじを切っています。具体的には、図書館において、先ほども申しましたが、地元作家、高島純氏の蔵書を全巻そろえたり、幼児向けの読み聞かせのイベントの実施や児童・生徒の学習室を新設したりしています。また、古田紹欽記念館主催の子供向け講座、和楽器体験などの新企画や花咲きホールでの幼児や児童を対象にした参加型のイベント、劇団が公演する劇に山県市の演劇部の生徒が出演するなど、幼児や小中学生の文化的体験を強化し

ているところですが。

なお、議員御提案の本物に触れる機会や体験、体感による感性を育むというコンセプトにつきましては、人間にしかできないとされているゼロから1を生み出す創造力の資質、能力として極めて重要であり、次期教育ビジョンの施策に位置づけたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（寺町祥江君） 以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で寺町祥江議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時10分から再開いたします。

午後0時04分休憩

午後1時09分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 加藤義信議員。

○9番（加藤義信君） それでは、議長より御指名をいただきましたので、緊急通報システムについて、福祉課長にお尋ねをします。

この緊急通報システムについては、どこの自治体でもかなり前から行っている事業です。今回、緊急通報システムについて取り上げた理由については、今年になって特に身近で高齢者の方がお亡くなりになり、中には独り暮らしの方が自宅で倒れられたり、または、独り暮らしの方が自宅で急に体調が悪くなり、自力で電話で救急依頼をされたりと、高齢者になり独り暮らしで何かあったら心配だといった相談も増え、緊急通報システムの重要性を強く感じています。

改めて本市のこの事業内容について、山県市緊急通報システムと入力して検索すると、緊急通報システム、山県市ホームページとあり、事業内容や装置説明、利用料などの記載がなく分かりづらく、同じように他市を検索し確認をすると、大体の自治体の事業説明には、対象者が在宅時に急病等の緊急時に通報したいときに緊急通報装置またはペンダントの通報ボタンを押すとコールセンターにつながり、協力員に安否確認などの要請を行いますといったような緊急通報システムの事業説明とともに詳細な情報が記載をされております。高齢者等の独り暮らしなどのSOSに誰かがすぐに駆けつけてくれる手段が緊急通報システムです。

また、厚生労働省では障害保健福祉行政の推進のため、消防庁では、会話に不自由な聴覚・言語障がい者がスマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によ

らない緊急通報を行うことができるシステム、Net 119緊急通報システムが導入をされています。Net 119緊急通報システムは、聴覚・言語機能障がい者が円滑な緊急通報を行うために必要であることから、本市のホームページでも周知をされているところです。

今、令和の時代になり、生活スタイルや様々なシステムがデジタル化されるようになり、高齢者に向けた緊急通報システムも時代に合わせていかなければならない部分、運用の方法、条件等があるのではないかと考えます。

そこで、福祉課長にお聞きします。

まず、1点目に、冒頭に紹介した本市の通報システムについては、検索した内容について、民生委員に相談くださいと繰り返されています。誰もが分かりやすい情報がすぐに得やすい内容に見直しをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、情報を知るために本市の緊急通報システムの具体的な事業の詳細についてお聞きをします。

3点目に、本市の緊急通報システム機器申請に該当する3項目の対象者となる方の1、65歳以上の独り暮らし高齢者の人数、2、寝たきり老人を抱える65歳以上の高齢者世帯数、3、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている独り暮らしの方の人数、それぞれお尋ねをします。

4点目に、上記3項目についての設置台数についての推移状況はどのようなか、以上4点についてお聞きをします。

○議長（吉田茂広君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、誰もが分かりやすい情報内容に見直しをするべきではないかについてでございますが、委員の御指摘のとおり、情報内容が不足している点がございまして、いま一度、緊急通報システムの情報を分かりやすく掲載するよう改善してまいります。

御質問の2点目、緊急通報システムの具体的な事業についてでございますが、山県市が実施している緊急通報システムは、65歳以上の独り暮らしの高齢者、寝たきり老人を抱える65歳以上の高齢者世帯、身体者障害者手帳1級から3級の交付を受けている独り暮らしの方に対して通報機器を無料で貸し出す制度です。

本制度は、固定電話の回線を通じて通報機器が設置され、機器に備えられている緊急と相談のボタンを押すことによって、委託先のコールセンターを通じ、看護師資格のある専門職が24時間体制で相談に応じるといった健康相談などのサービスを提供しております。その際に相談員が緊急と判断した場合は消防への出動依頼をしております。また、

申請者が申請時に設定された緊急時にすぐ駆けつけられる2名の協力員や緊急連絡先への連絡などの迅速な対応も行っております。

御質問の3点目、申請対象者のそれぞれの人数についてでございますが、令和6年4月1日現在で申し上げますと、65歳以上の独り暮らし高齢者2,098人、寝たきり老人を抱える65歳以上の高齢者世帯については、寝たきり老人を抱える世帯の調査を行っていないため把握をしておりません。身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている独り暮らしの方は186人です。

御質問の4点目、設置台数の推移状況についてでございますが、年度末で申し上げますと、令和2年度247台、令和3年度262台、令和4年度257台、令和5年度255台、本年度においては4月末現在で257台となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信君） 本市の緊急通報システムの事業内容についての状況は分かりました。

山県市内における65歳以上の高齢者のこの5年間の救急統計を山県消防署に問合せ、調べてみました。令和1年から令和5年の間では、令和1年の救急の全出場件数は1,118件から令和5年では1,262件へと増加し、そのうち高齢者65歳以上の搬送人員は、令和1年は731人から令和5年では848人と増加し、救急搬送の約60%が65歳以上の高齢者になります。高齢者の救急搬送のうち、独居高齢者は、令和1年では56件、うち20件が緊急通報システムからによるもので、その間変動はありますが、令和5年では独居高齢者の救急搬送は82件で、うち20件が緊急通報システムからによるものです。令和3年では26件の緊急通報システムによって救急搬送がされています。

この5年間の独居高齢者の救急搬送人員のうち、緊急通報システムによる件数は約35%から25%となっております。緊急通報システムによって救われた命があることは確かなことです。そして、装置設置対象者約2,300人に対し、4月末時点で257台が貸し出されているということでした。

しかし、現システムにおいて課題も指摘をされています。本市のシステムは固定電話の回線を通じて緊急通報されるものですが、最近では、高齢者の独り暮らしの方々に限らず、固定電話への勧誘や詐欺が多いことや生活費の軽減のためなどで携帯電話を持たれると固定電話は廃止をされる場合が多いようです。固定電話がなければ装置を設置することができなくなります。

そこで、現装置と並行して、自宅のみで使用できる緊急通報用携帯型の装置を導入し

ている市町も増えてきています。一部、自己負担もあるようですが、所得税非課税世帯等は利用者負担はないようです。

また、自治体が希望者には人感センサーの提供も行っています。人感センサーは、24時間以上動きを感知しない場合、自動的にコールセンターに通報されるものです。これからの季節、体温調整が難しい高齢者の室内での熱中症の救急搬送が毎年増加傾向にもあります。人感センサーの設置については全額自己負担となりますが、機器代、取付費含め、利用者負担は月額650円ほどで提供されている近隣自治体もあります。安心して暮らしやすいまちづくりのためにも、命を守る大切な取組だと考えます。今、時代はデジタル化へと移る中、本市もDX化を推進しています。

そこで福祉課長に再度お聞きします。

現状の課題やデジタル化に対応した携帯型通報装置や人感センサーの導入についての考えをお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） 再質問にお答えします。

御質問の現状の課題やデジタル化に対応した携帯型通報装置や人感センサーの導入についてでございますが、現在、緊急通報システムは固定電話回線を使用して通信している機器であり、固定電話回線を有しなくては設置することができません。近年、特殊詐欺が固定電話番号にかかってくることが多いことから、固定電話を撤去する高齢者世帯が見受けられ、実際に固定電話を解約されたことから通報機器の返却になったケースもございました。

山口市でも固定電話回線以外で使用できる緊急通報システムを導入するかは課題でありました。導入に当たっては、現行の緊急通報システムの利用者との負担の均等性を考慮しながら、近隣市町村の導入例を参考に検討してまいります。

また、人感センサーの導入につきましても、時代に合った対応が必要と考えられますので、他自治体の導入例を参考に、緊急通報システムの見直しと並行して検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信君） 機器やシステムといったハード面についてお聞きをしました。

ソフト面についてお尋ねをします。

本市の以前の緊急通報システムは、消防署へ直接利用者から緊急通報が入り対応されていましたが、消防の広域化などにより、誤報など消防署への負担も多く、業務を委託

する一因にもなったのではないかと思います。

時代の変化とともに負担軽減や効率を図ることは重要なことだと思います。また、反面、人口減少や少子高齢化の影響もあり、地域コミュニティの希薄化が問題視されるようになり、今後も進むだろうと言われています。

緊急時にすぐに駆けつけられる地域の2名の協力員の確保が必要となりますが、申請書には氏名、続柄、住所、携帯番号を記入する親戚等連絡先2名が別に必要になります。その上で協力員2名の確保になります。協力員の記入項目には、氏名、住所、連絡先のほかに、利用者宅からの歩行距離が何メートルか、所要時間が何分かを記入することになっています。親戚等が徒歩何メートルかの距離に住んでみえれば協力員と兼務の2名で済みますが、基本的には親戚等連絡先2名と緊急時にすぐ駆けつけられる近所の方2名の協力が必要です。

緊急通報が入ると、最初に緊急通報を受けたコールセンターがその場で判断をし、協力員へ訪問依頼の要請があり、対応する必要があります。私は以前、近所の2名の方の協力員になっていましたが、現在は1名の方の協力員になっていますが、協力員の成り手がなければ申請ができないこともあり得ます。人に迷惑や負担をかけたくないという思いもあり、申請を迷われる方もおられるようです。

そうした課題の解消のために、協力員による協力が難しい方など向けに、希望者への駆けつけサービスを提供している近隣自治体も増えています。全額自己負担ではありませんが、自己負担額は月額330円ほどだといいます。

また、数年前に緊急通報装置の設置についての相談を受けたことがありました。本宅で独り暮らしをされ、市道を挟んで息子さん宅があり、それぞれ全く別の生活をされていましたが、番地が一緒だからという理由で同居とみなされ、設置ができませんでした。その数か月後、朝様子を見に行くと亡くなっていたということがありました。緊急通報装置があったから助かっていたかどうかということではなく、そうした運用規定だから仕方がないことだったと思いますが、私自身、大変に残念な思いをした記憶があります。

県内21市の利用できる条件などを調べてみると、どこの自治体も基本的には大体同じような運用をされていますが、65歳以上の独り暮らしの高齢者が基本です。自治体によっては、おおむね65歳以上とか、75歳以上とか、75歳以上の高齢者といった条件もあります。また、障がい者の方は入っていない自治体もあれば、独り暮らしの障がい者1級から4級など、微妙に異なります。

本市においては、安心して暮らせるまちづくりのためにも、今後、利用対象者を独り暮らしに限らず、高齢者のみの世帯で、緊急通報システムの利用が必要と認められる方

など、高齢者の実情は様々な福祉的な課題を抱えている世帯が増えてきていることを認識し、利用対象者への条件等の見直しも含め、柔軟な対応が必要ではないかと考えます。

最後に福祉課長にお聞きをします。

協力員希望者への駆けつけサービスの提供や利用者の条件の見直しについての考えをお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） 再々質問にお答えいたします。

御質問の協力員希望者への駆けつけサービスの提供や利用者の条件の見直しについてでございますが、まず、申請時に設定される協力員について、現在は申請に当たり2名の協力員の方をお願いすることとなっております。これは地域ぐるみで見守りをしていただきたいためです。そのため、協力員については現在の体制を今後も継続していきたいと考えておりますが、その上で、希望者には駆けつけサービスを提供することにつきましては今後協議してまいりたいと思います。

また、利用者の条件の見直しにおいては、議員がおっしゃるとおり、今後支援を必要とする世帯につきましては、民生委員さんなどから、都度、相談を受け付け、必要に応じた対応をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤義信議員の一般質問を終わります。

通告順位6番 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。河合雅俊と申します。よろしくお願いいたします。

私からは1点、地域における薬物乱用防止の現状と今後について、学校教育課長、そして理事兼健康介護課長に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

近年、薬物乱用の問題は、若年層を中心に社会の大きな課題となっております。そもそも薬物乱用とは、大麻や覚醒剤など法律で禁止されている薬物、いわゆる違法薬物を使用すること。そしてもう一つは、医薬品の用法、用量を守らずに使用すること。また治療の目的以外で使用すること。このように大きく2つに分かれています。

1つ目の違法薬物の乱用においては、警察庁が発表した資料によりますと、大麻事犯の検挙人員は、平成26年度以降、年々増加が続き、令和3年には過去最多となるなど、今まさに大麻乱用期の渦中にあると言えます。

また、大麻事犯の検挙人員を年齢層別に見ると、最も多い年齢層は20歳代、次いで20歳未満となっており、かつ、これらの年齢層の増加が大麻事犯の全検挙人員を大きく押

し上げていることが分かります。さらに、この調査によると、大麻を初めて使用した経緯は、誘われてが全体の約7割を占め、自分から求めて薬物を使用するケースは比較的少ないことが分かります。また、初めて使用した年齢が低いほど誘われて使用する割合が極めて高く、友人や知人が譲渡人となっているケースも多いと報告されています。

その一方で、睡眠導入剤や抗不安薬などの処方薬や鎮がい薬、これはせき止めですね、また、去たん薬など、市販薬の過量服用、いわゆるオーバードーズが若年層を中心に社会の大きな問題となっています。市販薬に限らず、医薬品をオーバードーズする行為は体に深刻なダメージを与え、最悪の場合、死に至る危険な行為であるほか、依存症に陥る場合もあり、絶対に行ってはならない行為です。

この市販薬のオーバードーズに至った背景としては、一概に全てとは言いきれませんが、不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、精神的な苦痛から逃れるために薬をオーバードーズしているケースが多いと言われています。さらに、家族や学校など、周囲に相談することができないほど深刻な悩みを1人で抱えているケースも多いとされています。大麻の使用に至るプロセスとこれは異なり、他者からの誘いではなく、自ら求めて使用に至る可能性が高い薬物乱用です。この自らが抱える精神的な苦痛に対してSOSを出せること、また、SOSに気がつけることができる周りの環境、いわゆるゲートキーパーの存在が重要であると考えます。

そのような中、政府は令和5年8月に第六次薬物乱用防止五か年戦略を策定し、この戦略の中には、青少年を中心とした広報、啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止を目標として掲げられており、そのための取組の1つとして、薬物乱用防止教室について、「すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。」ことが挙げられています。

このように、学生の段階から薬物乱用防止教育が必要とされ、また、特にSOSの出し方、オーバードーズの問題においては、若年層だけでなく社会の課題として今後地域全体で考えていかなければならないことだと感じます。

以上のことを踏まえ、2点質問させていただきます。

1点目、学校教育課長にお尋ねします。

現在の山県市内小中学校における薬物乱用防止教室並びにSOSの出し方の教育の実施状況についてお尋ねします。

そして、併せて2点目として、理事兼健康介護課長にお尋ねします。

地域住民や職員団体などを対象としたSOSの出し方、また、薬物乱用防止の周知の状況をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、小中学校における薬物乱用防止教室並びにSOSの出し方教育の実施状況についてですが、議員御発言のように、令和5年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した第六次薬物乱用防止五か年戦略において、「薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。」こととあります。

山県市におきましては、12校全ての小中学校において学校保健計画に位置づけ、薬物乱用防止教室を実施しております。具体的には、名古屋税関職員や山県市内の学校薬剤師など、薬物等に関する専門知識を有する方々と連携し実施をいたしました。また、内容につきましては、大麻やドラッグ、市販薬の過剰な服用、オーバードーズ等の危険性への指導や、誘われた場合の断り方のロールプレーなどになります。

また、子どもが現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するために適切な援助を求めることができるようにするSOSの出し方教育につきましては、令和元年度より健康介護課と連携し、専門家による出前講座の形にて実施しております。令和2年度以降、延べ24回実施しております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田茂広君） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、地域住民や職員団体などを対象にしたSOSの出し方、薬物乱用防止の周知の状況についてでございますが、薬物乱用防止の周知につきましては、保健福祉ふれあいセンターにおいて薬物乱用に関するポスターを掲示するなど、薬物乱用防止意識の普及・啓発活動にとどまっているのが現状でございます。

SOSの出し方につきましては、令和元年度より毎年、市内小中学校におけるSOSの出し方教育に携わらせていただいております。また、今年度は新たな取組としまして、山県高校においてSOSの出し方教育を行っております。

地域住民及び職員団体対象にしましては、SOSの出し方教育と銘打った事業の開催はありませんが、SOSの出し方を受け止められる環境整備として、毎年ゲートキーパー研修を開催しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊君） 再質問させていただきます。

まず、学校教育課長の答弁の中に、薬物乱用防止教室、市内全ての小中学校において完全実施をできている点に関して、また、健康介護課長がおっしゃられた職員、地域への対象としたSOSの出し方をゲートキーパー研修という形、位置づけの中で取り組まれている点、大変評価されるべき点だと思いますので、今後も継続して行っていただきたい点だと思います。

また、その一方で、先ほど学校教育課長の御答弁の中にもありましたけれども、薬物乱用防止教室の内容の中で、大麻やドラッグ、そして、市販薬のオーバードーズを1つの薬物乱用として同列、1つの枠組みとして並べて教育する現状が山県市内に限らず、全国的に薬物乱用防止教室というものの中で一緒に行われているケースが多い現状もあります。これは、どちらも同じ薬物乱用の一種だからといって同じ方法で啓発することは、効果が限定的になってしまうおそれを私自身、感じています。

例えば、大麻など違法薬物を使用されても断る教育、これは薬物に限らず、駄目なことは駄目だとしっかり言える人間に、人間形成をつなげることにもつながると思います。その一方で、市販薬のオーバードーズを防ぐには、自らの苦痛を周りにSOSを出せる出し方の教育、また、ゲートキーパーの存在も重要になってくるのではないかと考えます。もちろん市販薬を販売する薬剤師や登録販売者などもゲートキーパーとならなければいけません。学校だけでなく地域においても、各薬物の特徴、使用に至る背景を踏まえた上で、それぞれの特徴に合った防止・啓発活動をしていく、変えていく必要があると感じています。

そのような背景の中、学校教育課長並びに理事兼健康介護課長に再質問させていただきたいと思います。

学校、そして地域における今後の薬物乱用防止教育の今後の方針についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之君） 再質問にお答えします。

学校における薬物乱用防止教育の今後の方針についてですが、近年、若年層の大麻事犯による検挙やオーバードーズの低年齢化の問題からも、予防教育の強化は重要な課題であると考えております。

そのためには、これまでも進めています薬剤師会などの医療機関や警察に協力を得て、それぞれの薬物の具体的な影響やリスクについてケーススタディーを行ったり、同年代で意見交流することでお互いに啓発し合ったりする機会を計画的に実施してまいります。

また、SOSの出し方教育において、ストレス管理の方法や薬物に頼らない生き方に

ついて自分事として見詰めさせるよう指導してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

御質問の地域における今後の薬物乱用防止教育の今後の方針、現時点での考えについてでございますが、薬物乱用防止教育につきましては、今後はぜひとも薬剤師会の先生方にお力添えをいただき、地域において薬について考えられる講座やセミナーを開催するなど、市民一人一人が薬について学びを深めるとともに、薬物乱用防止につながる活動の在り方について考えられる施策を展開していけるように努めてまいります。

また、SOSの出し方教育につきましても、今後は学校の領域にとどまらず、さらなる対象拡大を目指し、現在の事業体系を見直す中で、事業開催に向けた情報発信を行ってまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊君） 御答弁ありがとうございました。

今まで、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」、このような指導が今現在も今までも当たり前のように行われています。しかしながら、この言葉がかえって人を追い込む言葉にも今後はなり得るかもしれません。SNSの普及により薬物乱用も変化していきます。地域全体で実態に合わせた取組ができることを期待し、私からの質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広君） 以上で河合雅俊議員の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。21日午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後1時45分散会

令和6年6月21日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 6月21日（金曜日）

○議事日程 第4号 令和6年6月21日

日程第1 厚生文教委員会の閉会中の継続審査について

日程第2 質 疑

厚生文教委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 討 論

厚生文教委員会の閉会中の継続審査について

日程第4 採 決

厚生文教委員会の閉会中の継続審査について

日程第5 常任委員会委員長報告

議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について

議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について

議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願

日程第6 常任委員会委員長報告に対する質疑

議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について

議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議第51号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更
に関する協議について
- 議第53号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第54号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第55号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第56号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請
願

日程第7 討 論

- 議第48号 山口市税条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山口市企業版ふるさと納税基金条例について
- 議第50号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更
に関する協議について
- 議第53号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第54号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第55号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第56号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請
願

日程第8 採 決

- 議第48号 山口市税条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山口市企業版ふるさと納税基金条例について
- 議第50号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

- 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更
に関する協議について
- 議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第55号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第56号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請
願
- 日程第9 議第57号 山県市教育長の任命同意について
- 日程第10 質 疑
議第57号 山県市教育長の任命同意について
- 日程第11 討 論
議第57号 山県市教育長の任命同意について
- 日程第12 採 決
議第57号 山県市教育長の任命同意について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 厚生文教委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第2 質 疑
厚生文教委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 討 論
厚生文教委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第4 採 決
厚生文教委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第5 常任委員会委員長報告
- 議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市企業版ふるさと納税基金条例について
- 議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更

に関する協議について

議第53号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）

議第54号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）

議第55号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第56号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について

請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願

日程第6 常任委員会委員長報告に対する質疑

議第48号 山口市税条例の一部を改正する条例について

議第49号 山口市企業版ふるさと納税基金条例について

議第50号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第51号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について

議第53号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）

議第54号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）

議第55号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第56号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について

請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願

日程第7 討 論

議第48号 山口市税条例の一部を改正する条例について

議第49号 山口市企業版ふるさと納税基金条例について

議第50号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第51号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について

議第53号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）

	議第54号	令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第55号	令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議第56号	山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
	請願第1号	「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願
日程第8	採 決	
	議第48号	山口市税条例の一部を改正する条例について
	議第49号	山口市企業版ふるさと納税基金条例について
	議第50号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第51号	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第52号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
	議第53号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）
	議第54号	令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第55号	令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議第56号	山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
	請願第1号	「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願
日程第9	議第57号	山口市教育長の任命同意について
日程第10	質 疑	
	議第57号	山口市教育長の任命同意について
日程第11	討 論	
	議第57号	山口市教育長の任命同意について
日程第12	採 決	
	議第57号	山口市教育長の任命同意について

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊君	2番	川島亜也君
3番	吉田昌樹君	4番	武藤行儀君
5番	田中辰典君	6番	奥田真也君

7番	寺町祥江君	8番	古川雅一君
9番	加藤義信君	10番	操知子君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
理事兼 健康介護課長	森正和君	子育て支援 課長	正治裕樹君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	藤根勝君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 長	平工雅之君
生涯学習課 長	大西義彦君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男君	書記	大野幹根君
書記	山口真理君		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 厚生文教委員会の閉会中の継続審査について

○議長（吉田茂広君） 日程第1、厚生文教委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

請願第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書に関する事項について、慎重に審査を行うため、厚生文教委員会委員長から会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査申出書の提出がありました。

日程第2 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第2、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。質疑がある方はどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第3、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 反対討論はありませんか。

山崎 通議員。

○11番（山崎 通君） これ、お尋ねするけど、今の訪問介護の引下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書についての討論ですね。そうですね。

これ……。

○議長（吉田茂広君） ごめんなさい。山崎議員、この討論は、閉会中の継続審査の申出がありましたので、その申出に関する討論を行っていただきます。

○11番（山崎 通君） 併せて言うんやけど、間違っておるかね。済んでいってしまったら言えれんようになってしまうので、聞ける範囲で聞いてもらやいいんですけど。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時04分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

山崎 通議員。

○11番（山崎 通君） ちょっとややこしいで、発言するほうも、何やしらん、途中で迷ってしまうんやけど、これ、継続審査にするという申出に対しては、じゃ、反対。

なぜ反対かというのと、これ、ここの一番最後に書いてあるように、意見書の提出を決議していただくように書いてある。これは意見書を出すだけはそう大したことじゃないけど、たまたま共産党さんが出されるもので、誰かも、そのとおりのやとはなかなか言いにくいんやろうと私は勝手に思っておるんですけど、これ、大きな問題で、これ、国へ意見書を出すので、難しいことがいろいろあるんですが、厚生労働省のあれを讀んでおると、この、要は、報酬の引上げや引下げを厚生省が勝手にやるわけやわ。これ、早くならないと、ずーっと審査を遅らさすと、これ、意見書の意味がなくなるということが言いたいんやわ。

だから、今回そういうふうに皆さんが決めたということについてどうこうやないけど、それで、これは私たちのまちの中にも影響する。この中で一番問題は人件費の削減というか、人材不足やということが一番、人手不足が一番深刻な問題なんですけど、そういうことも合わせて早く結論を出さないと、これは間に合わないということが言いたかったので、今おっしゃる継続審査というのには反対します。

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありますか。

寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江君） 委員会内では、現状についても担当課の課長より御説明をいただきました。

今回の報酬の改定につきましては、訪問介護費の推移は市から事業所へ支出をもって確認することが可能ですが、支払う訪問介護費は事業所の実績を受けてから数か月後に

確定してから支払うため、今回の会期中に審査を終了することが困難であると判断をして、慎重に審査をすべきとして継続審査を申し入れております。

次の会期の議会までには委員会を開催し、審査を進める予定でおります。このことに厚生文教委員会全会一致で賛同していただいておりますので、どうか皆様の御賛同を賜りたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第4、採決。

お諮りいたします。

厚生文教委員会委員長の申出のとおり、厚生文教委員会が閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） もう一度、お尋ねします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、厚生文教委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定されました。

日程第5 常任委員会委員長報告

○議長（吉田茂広君） 日程第5、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 奥田真也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（奥田真也君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月13日午前10時から開催をし、審査を付託されました議第49号及び議第53号から議第56号までの5議案の所管に属する条例案件1件、補正予算案件3件、そ

の他案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑においては、所管事務調査の中にて、議第53号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）（総務産業建設関係）では、消防費、防災対策費、ライフライン保全対策業務委託料において、実際に要望を受けて事業実施までにどれほどの期間がかかるのか。

採決の結果、付託された議第49号及び議第53号から議第56号までの5議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

ただいま私が奥田真也君と申し上げました。奥田真也議員に訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 寺町祥江議員。

○厚生文教常任委員会委員長（寺町祥江君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月14日午前10時から開催し、審査を付託されました議第48号、議第50号から議第53号までの5議案の所管に属する条例案件3件、補正予算案件1件、その他案件1件と請願第1号及び請願第2号を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第50号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない理由について、議第51号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、市内保育施設の現状について、議第53号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第2号）（厚生文教関係）では、民生費、児童福祉費、ピッコロ療育センター管理においては、職員増員理由と通っている方は何名か。民生費、社会福祉費、低所得世帯支援給付金給付においては、対象となる世帯件数は何件か。衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種委託料においては、任意接種の見込数量以上のときはどうするのか。教育費、小学校費、工事請負費においては、雨漏り防止工事の着手予定とほかに雨漏りする施設はあるのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第48号、議第50号から議第53号までの5議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、請願第1号では、賛成主少数で不採択とすべきものとし、請願第2号は、慎重な審査が必要なため、全会一致で閉会中の継続審査を申し出ると決定いたしました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第6 常任委員会委員長報告に対する質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第6、常任委員会委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。質疑のある方はどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第7、討論。

これより議第48号から議第56号まで及び請願第1号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹君） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長から許可をいただきましたので、請願第1号「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願に対する賛成討論を行います。

12月2日まであと半年を切りました。やはり現行の健康保険証が必要です。月に1回見せるだけで済みます。

厚労省は2024年5月のマイナ保険証利用状況を公表しました。5月はマイナ保険証利用促進集中取組月間の最初の月となります。5月のマイナ保険証の利用件数は1,425万件でした。4月の1,210万件より215万件増加しました。5月のマイナ保険証利用率は7.73%となり、4月の6.56%より1.17%増加しました。

薬局での利用件数は147万件増加して群を抜いており、そのうち薬局のみで利用した方が83万件に及びます。つまり、医科診療所や病院を受診時には健康保険証を使ったが、薬局でマイナ保険証を利用した方が83万件もいたということになります。それは、薬局では厚労省が作成したマイナ保険証誘導手引きを活用して、マイナカード取得やマイナ保険証の利用勧奨が進められているからです。

マイナ保険証を利用するか否かは患者さんの任意の選択によります。実質義務と誤認させるマイナ保険証の強引な利用勧奨は直ちに中止すべきです。このような動きは、利用率低迷の原因は不安を顧みずマイナカードの普及を強引に進める政府にあるのに、原因を医療機関に責任転嫁しているからです。

デジタル庁が2月に公表した調査によると、1月末のマイナカード取得者9,168万人のうち、カードを持ち歩いているは45.8%にとどまっています。持ち歩かない理由は、利用する必要性、機会がないと感じるが64.1%と最多で、必要性を感じていない人が多数です。負担割合が違う、資格情報の無効があるなど、医療現場でのトラブルも続いており、トラブルを避けるために現行の健康保険証を利用している場合も多くなっています。

マイナ保険証利用率の低迷の大きな理由は、患者、国民にとっても、医療機関側にとっても、メリットが感じられないということです。にもかかわらず、利用率低迷の理由を医療機関の対応に原因があるなどとして、利用者を増やした病院に最大20万円、診療所や薬局にも最大10万円の一時金を支給するなど医療機関にマイナ保険証の利用を促進させています。強引なマイナ保険証誘導策が行われています。

厚労省から示された配布用チラシには、12月2日の保険証廃止とマイナカードによる受診の呼びかけのみ強調されており、資格確認書が交付されることなどの情報が記載されていません。マイナカードの取得は法律上、任意であるにもかかわらず、保険証が発行されなくなるからマイナカードを持つしかない、マイナ保険証を利用するしかないと誤解させるような広報は問題です。患者、国民からマイナカードを取得しない、持ち歩かない選択肢を奪うこととなります。

強引なマイナ保険証推進策に、医療現場は患者さんとの間でトラブル、混乱が起きています。開業医では、患者さんからおまへたちは10万円を欲しくてマイナって言うんだろーと言われ、受付事務員がマイナ保険証を投げつけられた例もあります。薬局では、薬をもらう際にマイナ保険証の利用を強要されたと感じるほど強く声をかけられる事例が多数寄せられています。医療現場は国の推進策と患者さんとの間で板挟みになっています。

政府の誤解を与える広報、強引な推進策で患者さんと医療機関の信頼が壊され、現場に混乱がもたらされています。マイナ保険証の利用は任意であり、資格確認方法は患者さんの自由な選択です。療担規則、保険医療機関及び保険医療養担当規則、薬担規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則では、あくまで患者さんがマイナ保険証を利用したいと求めた場合の体制整備が義務づけられているだけです。

マイナ保険証でないと受け付けられないは法令違反です。病院、診療所、保険薬局な

どの医療機関は、患者さんに安心して受診してほしい、必要な治療を受けて元気になってほしいと思っているだけです。強引なマイナ保険証推進は、こうした現場の思いも踏みにじるものです。マイナ保険証の強制は許されません。現行の健康保険証を維持すれば、医療機関でのトラブルは軽減され、紛失時の再発行も今までどおりに行え、情報の漏えいも防止することができます。暗証番号のないマイナ保険証や資格確認書も不要です。現行の健康保険証も残すべきです。

請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願に対する御賛同をお願いして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第8、採決。

これより採決を行います。

議第48号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第49号 山県市企業版ふるさと納税基本条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第50号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第51号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第52号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第53号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第54号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第55号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第56号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とされました。

暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、私のほうから議第49号 山口市企業版ふるさと納税基本条例と申し上げました。山口市企業版ふるさと納税基金条例に訂正をいたします。申し訳ありません。あり

がとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

〔服部和也教育長 退場〕

午前10時25分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 議第57号 山県市教育長の任命同意について

○議長（吉田茂広君） 日程第9、議第57号 山県市教育長の任命同意についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

資料ナンバー11でございます。

議第57号 山県市教育長の任命同意につきましては、現在の教育長である服部和也氏が本年6月30日で任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、服部氏を教育長に再任することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。任期は3年でございます。

服部氏は、平成31年4月1日から教育長の職に就き、5年3か月間にわたり、厚い人望と長年の経験、豊かな知識により教育関係部局を指導監督し、教育行政の振興に大いに貢献していただきました。

今後におきましても、本市の教育行政の振興に御尽力いただけるものと確信しておりますので、任命について議会の同意をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第10、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。質疑のある方はどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第11 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第11、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第12、採決。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

〔服部和也教育長 入場〕

午前10時29分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、ただいま議会同意を得られました服部教育長、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（服部和也君） ありがとうございます。

山県市の教育長として仕事をさせていただくというのは、私にとってこの上ない光栄です。誠実に向き合っておりまいますので、引き続き皆様の御指導、よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和6年山県市議会第2回定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午前10時30分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 吉 田 茂 広

7 番 議 員 寺 町 祥 江

8 番 議 員 古 川 雅 一